

2 地震災害対策計画編

目次

第1章 災害予防計画

第1節	組織と情報ネットワークの整備	1
第1	防災組織の整備	1
第2	相互応援体制の整備	3
第3	防災組織等の活動体制の整備	4
第4	情報通信ネットワークの整備	8
第2節	地震に強いまちづくり	10
第1	防災まちづくりの推進	10
第2	建築物の不燃化・耐震化の推進	13
第3	土木施設の耐震化の推進	15
第4	ライフライン施設の耐震化の推進	15
第5	地盤災害防止対策の推進	17
第6	危険物等施設の安全確保	19
第3節	地震被害軽減への備え	23
第1	緊急輸送への備え	23
第2	消火活動、救助・救急活動への備え	25
第3	医療救護活動への備え	28
第4	被災者支援のための備え	30
第5	要配慮者安全確保のための備え	34
第6	燃料不足への備え	38
第4節	防災教育・訓練	40
第1	防災教育	40
第2	防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承	43

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	46
第1	災害警戒本部・災害対策本部	46
第2	職員の参集・動員	56
第2節	災害情報の収集・伝達	58
第1	通信手段の確保	58
第2	災害情報の収集・伝達・報告	61
第3	災害情報の広報	65
第3節	応援・派遣	67
第1	自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保	67
第2	応援要請・受け入れ体制の確保	71
第4節	被害軽減対策	74
第1	避難情報の発令・誘導	74
第2	緊急輸送	78
第3	消火活動、救助・救急活動、水防活動	82
第4	応急医療	85
第5	危険物等災害防止対策	87
第6	燃料対策	87

第5節	被災者生活支援	89
第1	被災者の把握.....	89
第2	避難生活の確保、健康管理.....	90
第3	ボランティア活動の支援.....	95
第4	被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供.....	97
第5	生活救援物資の供給.....	100
第6	要配慮者の安全確保.....	102
第7	応急教育.....	104
第8	帰宅困難者対策.....	106
第9	義援物資対策.....	108
第10	愛玩動物の保護対策.....	109
第6節	災害救助法の適用	110
第7節	応急復旧・事後処理	114
第1	建築物の応急復旧.....	114
第2	土木施設の応急復旧.....	117
第3	ライフライン施設の応急復旧.....	118
第4	災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去.....	121
第5	行方不明者等の捜索.....	125
第3章	災害復旧・復興対策計画	
第1節	被災者の生活の安定化	127
第1	義援金品の募集及び配分.....	127
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.....	129
第3	租税及び公共料金等の特例措置.....	137
第4	雇用対策.....	138
第5	住宅建設の促進.....	139
第6	被災者生活再建支援法の適用.....	140
第7	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給.....	144
第2節	被災施設の復旧	147
第3節	激甚災害の指定	150
第4節	復興計画の作成	154

第1章 災害予防計画

第1節 組織と情報ネットワークの整備

第1 防災組織の整備

■基本事項

町は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、県等の防災関係機関との相互連携の強化を図る。

■対策

対策①	活動体系の全体像
実施担当	各班

町は、災対法第16条に基づき、茨城町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した町地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した計画を作成し、対策推進を行う。また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

対策②	町の活動体制の整備
実施担当	本部班、各班

(1) 町職員への災害時の役割と体制の周知徹底

町は、日頃より積極的に地震防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し、防災業務の内容、災害時における体制、町地域防災計画の内容等について、周知徹底を図る。

(2) 各部署における地震災害対策計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成

町は、地震災害対策計画の内容に基づき、各部署において震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう整備を図る。

(3) 各部署の連携体制の整備

町は、各部署において災害時に他部署とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部署間の連携体制の整備を図る。

(4) 防災関係機関等の連携

町は、災害時に防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど連携体制の整備を図る。

(5) 業務継続計画（BCP）

町は、災害により各種資源が不足した場合であっても災害対応を適切に行うため、以下をはじめとする各種対策を講じるものとする。

①町長不在時の代行順位及び職員の参集体制

災害発生時、町長が不在である場合の代行順位は以下のとおりとする。

第1順位	第2順位
副町長	総務部長

また、職員の参集体制については、地震災害対策計画編第2章第1節及び風水害対策計画編第2章第2節のとおりとする。

②代替庁舎

本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎は駒場庁舎とする。

③電気、水、食料等の確保

停電に備え、本庁舎、駒場庁舎等において非常用発電機と燃料を確保する。燃料は、最低24時間分を確保するとともに、停電が24時間を超えて継続した場合にも対応できるよう、燃料の供給体制を確保するものとする。

業務を遂行する職員用の水、食料については、最低3日間分を確保するものとする。また、その他消耗品等についても、必要な物品を特定し、最低3日間分を確保するよう努めるものとする。

④多様な通信手段の確保

災害時の通信手段として、防災行政無線（移動系）の整備や、災害時優先電話の指定等の対策を講じるものとする。また、それらの通信手段について、操作訓練を実施するなど、非常時に適切に使用できる体制を整えるものとする。

⑤重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップについては、定期的に記録媒体、外部サーバ（クラウド）に保存するとともに、遠隔地での分散保管に努める。

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整に努める。

⑥非常時優先業務

災害発生時又は発生後に、優先的に開始又は再開すべき業務を特定するとともに、それらの業務が確実に遂行できるよう、必要な対策を講じるものとする。

■資料

- ・資料1 茨城町防災会議条例

第2 相互応援体制の整備

■基本事項

町は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図る。

■対策

対策①	応援要請・受け入れ体制の整備
実施担当	本部班、各班

(1) 協定の締結

町は、町域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図る。

(2) 応援要請体制の整備

町は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等について、マニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図り、応援部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(3) 応援受け入れ体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

なお、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(4) 国、県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

町は、災害時の国等の機関に対する職員派遣要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等について、マニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 公共的団体、企業等との協力体制の確立

町は、町域内又は所掌事務に関係する公共的団体及び企業等と相互に連絡を密にして、災害時に協力体制が十分に発揮できる体制の整備を図る。また、適切な応援協力を得られるよう、協定内容の更新、見直しを行うとともに、必要に応じて新規の協定締結を推進する。

■資料

- ・資料4 災害協定一覧

第3 防災組織等の活動体制の整備

■基本事項

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災機関のみならず、住民、企業等が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、町は、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していく。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていく。

■対策

対策①	自主防災組織の育成・連携
実施担当	本部班、消防部

(1) 自主防災組織の整備

町は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行い、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

①普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割に関し啓発を図る。

②自主防災組織の編成

ア) 地域既存のコミュニティである自治会等を活用する。

イ) 地域内の企業と協議の上、地域内の企業の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。

ウ) 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅である人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。

③自主防災組織の活動内容

〈平常時〉

ア) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

イ) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等

ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

オ) 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

〈発災時〉

ア) 初期消火の実施

イ) 情報の収集・伝達

ウ) 救出・救護の実施及び協力

エ) 集団避難の実施

オ) 炊き出し及び給水、救援物資の分配に対する協力

カ) 要配慮者の安全確保等

- (2) 協力体制の整備
町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会等の組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の強化を図る。
- (3) 自主防災組織への活動支援
町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。
- (4) リーダーの養成
町は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

対策②	事業所防災体制の強化
実施担当	本部班、消防部、県

- (1) 防火管理体制の強化
学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。
- (2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織
危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。
また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。このため、消防部及び県は、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導するとともに、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

対策③	ボランティア組織の育成・連携
実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県

- (1) 防災ボランティアの定義
防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受け入れ、紹介等にかかる調整を行う。

区分	活動内容	受け入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、支援物資の仕分け・配布、情報収集・提供、介助、手話等	県社会福祉協議会 町社会福祉協議会

医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医療類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	県（防災・危機管理部）

（２）一般ボランティアの担当窓口の設置

町は、町社会福祉協議会に一般ボランティアの受け入れ窓口を設置し、災害発生時における一般ボランティア活動の支援を行う。

町社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受け入れ窓口となり、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能について整備を図る。

町及び町社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受け入れ窓口」を掲載するなど、広く周知を実施する。

（３）受け入れ窓口の整備と応援体制の確立

町社会福祉協議会は、ボランティアの受け入れを円滑に進めるため、他市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図るものとする。

（４）一般ボランティアの養成・登録

①コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受け入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

ア) 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整

イ) ア) に基づくボランティアの紹介

ウ) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

②災害ボランティアセンター運営訓練の実施

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。

③ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

④一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、県社会福祉協議会と登録情報の共有化を図る。

(5) 災害ボランティア団体との連携

町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、県社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるように努める。

(6) 一般ボランティアの活動環境の整備

① ボランティア活動の普及・啓発

町及び町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・事業所等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

② 一般ボランティアの活動拠点等の整備

町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ ボランティア保険への加入促進

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

④ 被災者支援の迅速・適切な実施

町及び町社会福祉協議会は、インターネットを活用したボランティアの募集等にかかる情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施にかかる環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

対策④	企業防災の促進
実施担当	本部班、企業

(1) 事業継続計画の策定支援

企業等は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応など防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等にかかる業務に従事する企業等は、町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関する助言を行う。

(2) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、災害発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止

等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

対策⑤	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
実施担当	本部班、住民、事業所

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4 情報通信ネットワークの整備

■基本事項

災害発生時には、町、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、町は、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るとともに、通信設備の耐震化、免震化に努める。

■対策

対策①	情報通信設備の整備
実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部

(1) 町の情報通信設備

①町防災行政無線等

町は、住民に対して緊急地震速報を含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線（同報系、移動系）及び携帯電話、モバイル端末を含めた多様な手段の整備を図るとともに、その伝達体制の充実を図る。

②消防無線

広域応援体制による消火活動を実施するため、全国共通波の消防無線の維持・管理を行う。

③非常・緊急通話用電話

町は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

(2) 情報通信設備の耐震化

町は、保有する情報通信設備の機能を確保するため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の耐震化対策を推進する。

①バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるように努める。

②非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。

③耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地振動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を実施する。

(3) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図る。

対策②	防災情報ネットワークシステムの活用
実施担当	本部班、消防部

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し、提供するシステムである。町は、防災情報ネットワークシステムを活用して、県からの災害情報の収集及び県への被害報告等を実施する。

対策③	アマチュア無線ボランティアの確保
実施担当	本部班

町は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、アマチュア無線ボランティアの担当窓口を本部班に設置する。

■資料

- ・資料6 茨城県防災情報ネットワークシステムの配備状況
- ・資料7 非常・緊急通話用指定電話の配備状況
- ・資料8 茨城町防災行政無線の整備状況
- ・資料9 茨城町消防無線の整備状況

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

■基本事項

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。町は、地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、県と一体となって災害に強いまちづくりの総点検を行い、障がい者、高齢者、女性等の意見を反映した各種防災対策の計画的かつ総合的な推進を図る。

■対策

対策①	都市計画的な観点からの防災まちづくり
実施担当	都市整備班

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、主に以下の内容を都市計画マスタープランへ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

対策②	防災空間の確保
実施担当	都市整備班、道路建設班

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難所、避難場所などの防災空間の確保が不可欠である。

そのため、町は、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- (1) 緑地の保全
良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、災害の防止に役立てるものとする。
- (2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進
延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック等の総合的な推進を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時には、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構造物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難所、避難場所となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難所、避難場所となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

消防活動困難区域においては、街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

対策③	防災拠点の整備
実施担当	本部班、学校教育班、生涯学習班、財政班、町民班、健康増進班、商工観光班、消防部

町は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。また、通信途絶や停電等を想定し、再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギー設備や非常用発電設備等の整備により、防災機能の整備の強化を図る。

【防災拠点の現況】

活動拠点の区分	施設の名称
災害対策本部	本庁舎（代替施設：消防本部又は駒場庁舎）
医療救護所	ゆうゆう館、駒場庁舎、各避難所
遺体安置所	いばらき聖苑
応援受け入れ拠点	駒場庁舎
物資集配拠点	本庁舎
ヘリコプター場外着陸場	県立消防学校、水戸医療センター
臨時ヘリポート	町運動公園、澗沼自然公園、小幡運動広場

対策④	避難施設の整備
実施担当	本部班、学校教育班、生涯学習班、都市整備班

町は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難所、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難所、避難場所及び避難路等の整備を推進する。

(1) 避難所

町は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とし、次の設置基準にしたがって、避難所の整備を行う。

- ①避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ②速やかに避難者を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ④車両等による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤要配慮者を滞在させることが想定されるものについては、その良好な生活環境が確保できるものであること。

(2) 避難場所

町は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準にしたがって、避難場所の整備を行う。

- ①集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。
- ②行政区ごとで検討し、到達距離は1km以内とする。

(3) 広域避難場所の指定

震災時の延焼火災の発生が想定される区域については、(2)の避難場所に加え、次の設置基準にしたがって、広域避難場所を確保する。

- ①周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- ②要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものとする。
- ③木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ④大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- ⑤大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- ⑥地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

(4) 避難路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、町職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努めるものとする。

- ①概ね8m~10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ②地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ③相互に交差しないものとする。

■資料

- ・資料5 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

第2 建築物の不燃化・耐震化の推進

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進する。

対策①	建築物の耐震化の推進
実施担当	都市整備班、学校教育班

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

①耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

町は、茨城県耐震改修促進計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。

②住宅の耐震化の促進

町は、建築物の耐震化に関する意識啓発等の広報活動及び、所有者等への指導等を実施し、耐震化を促進する。

(2) 応急危険度判定体制・被災宅地危険度判定体制の充実

町は、地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、判定士の養成、訓練の実施、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 建築物の落下物対策及びブロック塀の倒壊防止対策の推進

町は、次の対策を推進する。

①窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性についての広報紙等による啓発

②ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保についての広報紙等による啓発

③通学路、避難路及び避難場所等に重点としたブロック塀の倒壊危険箇所の把握

④ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検指導及び危険なブロック塀に対する造り替えや生垣化等への転換の促進

⑤ブロック塀を新設又は改修しようとする住民への、建築基準法に定める基準の遵守指導

対策②	建築物の耐火及び不燃化の推進
実施担当	都市整備班、県

町は、県と連携し、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定検討、屋根不燃化区域の指定検討、建築物の防火の推進を図る。

(1) 防火、準防火地域の指定検討

町及び県は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討し、指定した地域においては耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定検討

県は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災

を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定を図る。

(3) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

対策③	建築物の液状化被害予防対策の推進
実施担当	本部班

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- ①地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
- ②液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- ③大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整
- ④液状化による被害軽減のための調査研究

(1) 液状化予防対策

ア) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。

(根拠指定：建築基準法施行令第42条)

イ) 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

イ) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

ウ) 基礎杭を用いる。

対策④	防災対策拠点施設の耐震性の確保等
実施担当	学校教育班、生涯学習班、財政班、健康増進班、町民班、消防部

(1) 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

町は、災害対策本部となる本庁舎、避難所となる学校等について、県が行っている耐震化事業に準じて、耐震化が完了していない施設の耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。

(2) 文化財保護

町は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

■資料

・資料17 指定文化財の状況

第3 土木施設の耐震化の推進

■基本事項

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設は、耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

■対策

対策①	道路施設等の耐震化等の推進
実施担当	県、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社、道路建設班、都市整備班、農業班

(1) 道路施設の耐震性の向上

道路管理者は、次の対策を講じる。

- ①橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- ②落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 河川等の耐震化の推進

河川管理者は、関連する施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。

特に浸水等による2次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。

(3) 漁港の耐震化の推進

漁港管理者は、地震・津波による被災を受けにくい構造の検討を行い、漁港機能が麻痺することを軽減させるため、耐震化対策及び液状化対策の推進を図る。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

■基本事項

上下水道、電力、電話、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることが重要かつ有効である。このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針等に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保等を図り、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

■対策

対策①	上水道施設の耐震化
実施担当	水道班

町は、上水道施設の耐震化対策等について目標を定め、計画的に事業を推進する。

- (1) 重要施設の耐震化
配水池等の重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、補強又は更新を図る。
- (2) 重要給水施設管路の耐震化
避難所や病院等災害時の防災拠点に送る管路を、管路更新計画書に基づき耐震化を図る。
- (3) 石綿セメント管等老朽管の更新
石綿セメント管等老朽化した管路についても、管路更新計画書に基づき耐震化を図る。
- (4) 給水装置・受水槽の耐震化
利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

対策②	下水道施設の耐震化
実施担当	下水道班

- (1) 既存施設の耐震化
町は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。
 - ①耐震診断
新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。
 - ②耐震補強工事
補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。
 - ③耐震化の具体例
 - ア) 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
 - イ) 地盤改良等による液状化対策の実施
- (2) 新設施設の耐震化
町は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

対策③	電力施設、電話施設、都市ガス等の耐震化
実施担当	東京電力パワーグリッド(株)、(株) J E R A、NTT東日本(株)、携帯電話各社、東部ガス(株)

- (1) 電力施設の耐震化
電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。
- (2) 電話施設の耐震化
 - ①電気通信設備等の高信頼化
 - ②電気通信システムの高信頼化
 - ③電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

④災害時措置計画

(3) 都市ガス施設等の耐震化

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、対策を実施する。

■資料

- ・資料16 上下水道の整備状況

第5 地盤災害防止対策の推進

■基本事項

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。町は、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。

■対策

対策①	地盤災害危険度の把握
実施担当	本部班、都市整備班、県

町は、県と連携し、町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。把握したデータは広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図の公開を推進する。

対策②	土地利用の適正化の誘導
実施担当	本部班、都市整備班

町は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

土砂災害ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

対策③	斜面崩壊防止対策の推進
実施担当	本部班、都市整備班

町は、地震による土砂災害から、住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

対策④	造成地災害防止対策の推進
実施担当	県、都市整備班、環境班、農業班

県は、町と連携し、都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じ、造成地に発生する災害の防止を図る。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

(1) 災害防止に関する指導基準

①災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

②人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

対策⑤	液状化防止対策の推進
実施担当	本部班、施設の管理者

町、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化による被害を軽減するため、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

■資料

- ・資料29 ハザードマップ（土砂災害・洪水）

第6 危険物等施設の安全確保

■基本事項

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

■対策

対策①	石油类等危険物施設の予防対策
実施担当	消防部、県、施設の管理者

(1) 消防部及び県

消防法及び関係法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

①大規模タンクの耐震化

消防部は、貯蔵タンクについて、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

②保安確保の指導

消防部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

③危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(2) 危険物施設の管理者

①施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

②自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

対策②	高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策
実施担当	県、施設の管理者

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対して周知徹底を図るとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

①防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

②高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

③事業者間の相互応援体制の検討整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

④地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

⑤LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

県は、火薬類の予防対策を次のとおり推進する。

①製造所への対策

ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

②火薬庫への対策

ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

③点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

対策③	毒劇物取扱施設の予防対策
実施担当	県、施設の管理者

県は、火薬類の予防対策を次のとおり推進する。

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

①登録施設に対する指導

毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

②登録外施設に対する指導

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

③毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

毒劇物取扱施設の管理者は、次の措置を行う。

①毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

ア) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ) 次に掲げる者にかかる職務及び組織に関する事項

1) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

2) 設備等の点検・保守を行う者

3) 事故時における関係機関への通報を行う者

4) 事故時における応急措置を行う者

ウ) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ) ウ) に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

オ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ) イ) に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

②防災訓練の実施

上記オ) に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

③毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

対策④	放射線使用施設の予防対策
実施担当	県、施設の管理者

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

県は、医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に対し医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

■資料

- ・資料22 危険物貯蔵取扱施設、水防水利及び防火対象物の状況

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

■基本事項

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

■対策

対策①	緊急輸送道路の整備
実施担当	県、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社、道路建設班

(1) 緊急輸送道路の指定・整備

県により緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

(2) 緊急輸送道路における無電柱化の推進

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るものとする。

【町内の緊急輸送道路】

●第1次緊急輸送道路

路線 番号	路線名	起点側	終点側
(高速自動車国道)			
1120	東関東自動車道水戸線	茨城町(茨城空港北IC)から	茨城町(茨城町JCT)まで
1460	北関東自動車道	桜川市県境(栃木県)から	水戸市元石川町(水戸南IC)まで
(一般国道)			
6	国道6号	取手市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
(主要地方道)			
18	茨城鹿島線	茨城町奥谷(主)大洗友部線交差から	鉾田市紅葉 一般県道紅葉石岡線交差まで
40	内原塩崎線	水戸市鯉淵町 主要地方道水戸岩間線鯉淵東交差点から	茨城町長岡 国道6号(長岡坂下交差点)まで
43	茨城岩間線	茨城町小幡 国道6号(小幡南交差点)から	笠間市押辺 国道355号交差まで
〃	〃	茨城町奥谷 主要地方道大洗友部線交差から	茨城町奥谷 国道6号交差まで
59	玉里水戸線	茨城町野曾 茨城町西IC入口交差点から	水戸市高田町 主要地方道内原塩崎線(高田十字路交差点)まで
(一般県道)			
181	宮ヶ崎小幡線	茨城町鳥羽田 主要地方道茨城鹿島線(鳥羽田交差点)から	茨城町小幡 国道6号(小幡南交差点)まで

●第2次緊急輸送道路

路線 番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
16	大洗友部線	東茨城郡大洗町大貫町 国道51号(夏海IC 入口交差点)から	茨城町奥谷 主要地方道茨城鹿島線(奥谷交差点)まで
〃	〃	茨城町小鶴 国道6号(小鶴西交差点)から	笠間市橋爪 国道355号交差まで
18	茨城鹿島線	茨城町生井沢 一般県道紅葉石岡線交差から	鹿嶋市爪木 一般県道須賀北埠頭線交差まで

●第3次緊急輸送道路

路線 番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
16	大洗友部線	茨城町奥谷 主要地方道茨城鹿島線(奥谷交差点)から	茨城町長岡 主要地方道茨城鹿島線交差まで
18	茨城鹿島線	茨城町長岡 国道6号(長岡坂下交差点)から	茨城町長岡 主要地方道大洗友部線交差まで
(市町村道)			
	茨城町道110号線	茨城町常井 主要地方道内原塩崎線から	水戸医療センターまで

対策②	ヘリポートの指定、整備
実施担当	本部班、生涯学習班、商工観光班

町及び県は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定する。

さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

○場外着陸場

名 称	所在地	県防災 ヘリ	自衛隊		
			小型	中型	大型
県立消防学校	長岡4068	○	○	○	
水戸医療センター	桜の郷280	○	○	○	

○臨時ヘリポート

名 称	所在地	県防災 ヘリ	自衛隊		
			小型	中型	大型
町運動公園	越安1397	○	○	○	
潤沼自然公園	中石崎2263	○	○	○	
小幡運動広場	小幡2166	○	○		

対策③	緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備
実施担当	財政班

町は、保有車両や災害時に確保可能な車両を把握し、緊急通行車両の事前届出を行う。また、災害時の車両の運用体制を整備し、必要に応じて運送関係団体との協定締結などにより、車両及び従事者の確保体制を整備する。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

■基本事項

町は、地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

■対策

対策①	出火予防
実施担当	本部班、消防部

(1) 一般火気器具からの出火の予防

①コンロ、ストーブ等からの出火の予防

町は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどの普及啓発を図る。

②電気器具からの出火の予防

町は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどの普及啓発を図る。

③ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を

有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、町はその旨を周知、指導する。

対策②	消防力の強化
実施担当	消防部

消防部は、地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1) 消防部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するための広域再編を推進し、あらゆる災害に対応しうる消防部の形成に努める。

(2) 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時の緊急時に備え、町内の水利状況の把握に努める。

(3) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(4) 消防団の育成・強化

震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(5) 広域応援体制の整備

①広域消防応援協定

大規模震災時に相互に応援活動を行なうため、各消防本部は広域消防応援協定の締結を推進し、複数の消防本部合同での消火、救助訓練の実施に努める。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画の整備を図る。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

②緊急消防援助隊の編成

消防部は、県と協議の上、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

対策③	救助力の強化
実施担当	消防部

(1) 救助活動体制の強化

消防部は、要救助者を災害現場から安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

消防部は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 消防団の育成・強化

前項(4)に準ずる。

(4) 広域応援体制の整備

前項(5)に準ずる。

対策④	救急力の強化
実施担当	消防部

(1) 救急活動体制の強化

消防部は、大規模な震災時には、大量に発生することが予想される傷病者に対して、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ①救急救命士の計画的な養成
- ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③救急隊員の専任化の促進
- ④救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤消防部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- ⑥住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

町、消防部は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備や関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

消防部は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

対策⑤	地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上
実施担当	消防部

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

①救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。また町は、こうした地域の取り組みを支援する。

②救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導助言にあたるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

■資料

・資料21 消防組織及び消防団の状況

第3 医療救護活動への備え

■基本事項

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、町は、平常時より、県及び医療機関等と連携し、医療救護活動への備えを図る。

■対策

対策①	医療救護施設の確保
実施担当	健康増進班

町は、医療救護の活動上重要な拠点となる保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

対策②	後方医療施設の整備
実施担当	県、各医療機関

(1) 災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2か所、地域災害拠点病院を16か所指定している。

(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地

で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

【災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧】

No	区分	医療圏	医療機関名
1	基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
2	地域	水戸	水戸赤十字病院
3	地域	水戸	茨城県立中央病院
4	地域	水戸	水戸済生会総合病院
5	地域	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
6	地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院
7	地域	鹿行	医療法人社団善仁会 小山記念病院
8	地域	鹿行	神栖済生会病院
9	地域	土浦	総合病院 土浦協同病院
10	地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
11	地域	つくば	筑波大学附属病院
12	地域	つくば	筑波記念病院
13	地域	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター
14	地域	取手・竜ヶ崎	つくばセントラル病院
15	地域	取手・竜ヶ崎	牛久愛和総合病院
16	地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
17	地域	古河・坂東	古河赤十字病院
18	地域	古河・坂東	茨城西南医療センター病院
19	DMAT指定医療機関		総合病院 水戸協同病院
20	DMAT指定医療機関		取手北相馬保健医療センター医師会病院
21	DMAT指定医療機関		社会医療法人達生堂 城西病院

※No.1～18の災害拠点病院については、DMAT指定医療機関も兼ねている

(3) 災害支援ナースの体制整備

県は、病院、診療所との協定締結など、地震等による大規模な災害の被災地で医療救護を行う災害支援ナースを派遣する体制整備に努める。

(4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備

県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。

【DPAT登録状況】

医療機関名
茨城県立こころの医療センター（*）
筑波大学附属病院（*）
一般社団法人茨城県精神科病院協会

（*）上記2機関は先遣隊（48時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。

対策③	医薬品等の確保
実施担当	健康増進班、県

(1) 医療用医薬品の確保

町は、医療救護所で使用する災害用医薬品の備蓄を促進する。

また、県では、次のとおり医薬品の確保対策を講じていることから、町は必要に応じて、応援を要請する。

①医療用医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急事における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、震災時における救急医療への対応に備える。

②輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、震災時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておくものとする。

③医療用ガスの確保

県は、日本産業・医療ガス協会本部の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスの確保を行う。

④医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療機器の確保を行う。

対策④	医療関係団体との協力体制の強化
実施担当	本部班、健康増進班

町は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加するとともに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

対策⑤	医療ボランティアの確保
実施担当	健康増進班

町は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、医療ボランティアの担当窓口を「健康増進班」に設置する。

■資料

- ・資料12 病院及び医療機関

第4 被災者支援のための備え

■基本事項

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受け入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、町は、避難所施設の整備を積極的に行っていく。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町は、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。

■対策

対策①	避難所の整備
実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、町は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。

指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備する。

(3) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

町は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、補強や改築を実施する。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、代替施設を事前に選定しておく。

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

町は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努める。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

備蓄すべき主なものは次のとおりである。

- ①食料、飲料水（井戸水の活用を含む）
- ②生活必需品
- ③ラジオ、テレビ
- ④通信機材（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、町防災行政無線を含む）
- ⑤放送設備
- ⑥照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- ⑦炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧給水用機材、給水タンク
- ⑨救護所及び医療資機材（常備薬含む）
- ⑩物資の集積所（備蓄倉庫等）
- ⑪仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
- ⑫間仕切り、マット、簡易ベッド、段ボールベッド
- ⑬感染症対策用資機材
- ⑭工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮に努める。

(5) 避難所の運営体制の整備

町は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

町は、指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、指定

管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

対策②	食料、生活必需品等の供給体制の整備
実施担当	本部班

(1) 食料、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

①町の体制整備

町は、想定されるり災人口の概ね3日分（茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量）を目標として食料等の備蓄及び毛布等の生活必需品の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努め、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

備蓄の確保にあたっては、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努めるとともに、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。

また、町は、十分な量を確保できない場合に備え、県及び他市町村等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、女性への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮する。

②住民及び地域、事業所等の備蓄

町は、住民及び地域に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、町庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう広報紙やパンフレット等により周知を図る。

また、事業所等に対しては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう周知を図る。

対策③	応急給水・応急復旧体制の整備
実施担当	水道班

(1) 行動指針の作成

町は、次の点を踏まえた応急給水・応急復旧の行動指針の整備を図る。なお、行動指針は、上水道施設及び管路の耐震化対策の進展等、状況の変化に応じ見直しを行う。

【行動指針】

- ①緊急時の指揮命令系統、指揮命令者等との連絡に必要な手順等
- ②県及び日本水道協会等に対する応援要請を行う場合の手順
- ③外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制
- ④住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

町は、地震により上水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、給水車により速やかに避難所等への応急給水活動を行う。また、応急給水資材の備蓄・更新及び調達体制の整備を図る。

(3) 検査体制の整備

町は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制の整備を図る。なお、災害時の水質検査を含む衛生検査等については、財団法人茨城県薬剤師会検査センターと協定を締結している。

対策④	り災証明書の交付
実施担当	税務班

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。

■資料

- ・資料5 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

第5 要配慮者安全確保のための備え

■基本事項

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、町、県及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。

■対策

対策①	要配慮者利用施設の安全体制の確保
実施担当	施設等管理者、福祉班、本部班

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

町は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、また防災

応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等により、施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

町は、福祉関係団体と要配慮者の支援にかかる協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

(3) 要配慮者利用施設の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努める。

また、町は要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

町は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

町は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

対策②	在宅要配慮者の救護体制の確保
実施担当	福祉班、本部班、県

(1) 避難行動要支援者*状況把握

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

町は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、地

域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

町は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

町は、避難支援等に携わる関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域医師会等）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達手段の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

※要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方

(2) 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備

町及び県は、震災時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、町は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、町及び県は震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(3) 相互協力体制の整備

町及び県は、民生委員・児童委員や、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者毎の在宅療養を支援する関係者やボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者安全確保にかかる相互協力体制の整備に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画及び個別避難計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報））の策定に努める。

(4) 福祉避難所の指定

高齢者や障がい者、妊婦など要配慮者のために、福祉避難所の指定に努める。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

町は、近隣住民（自主防災組織）、在宅療養者毎の支援チームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

対策③	要配慮者の避難所等における支援体制の確保
実施担当	福祉班

(1) 災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の研修

町及び県は、避難所等で福祉的支援を行うDWATが災害発生時に迅速な派遣及び受け入れが可能となるよう、DWATに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進する。

対策④	外国人に対する防災対策の充実
実施担当	町民班、地域政策班、県、県国際交流協会

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

町、県及び県国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

町、県及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受け入れ機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

町、県及び県国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

①外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、町、県及び県国際交流協会は、外国人相談窓口の充実を図る。

②外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。また、町及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

③外国人への行政情報の提供

町、県及び県国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

④外国人と日本人とのネットワークの形成

町、県及び県国際交流協会は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

⑤語学ボランティアの支援

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。また、災害発生時における語学ボランティアの受け入れ・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくものとする。

町は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、担当窓口を地域政策班に設置する。

■資料

・資料11 社会福祉施設等一覧

第6 燃料不足への備え

■基本事項

町は、災害の発生に伴い、燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油商業組合茨城支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、住民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

■対策

対策①	燃料の調達体制の整備
実施担当	財政班

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油商業組合茨城支部との協定締結等により、災害応急対策に必要な車両や重要施設に対し、優先的に給油を受ける体制の整備を図る。

また、災害時に備えて、平常時から県石油商業組合茨城支部等との情報連絡体制の確立を図る。

対策②	重要施設・災害応急対策車両等の指定
実施担当	財政班、健康増進班、消防部

(1) 重要施設・災害応急対策車両等の指定

町は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設を予め指定しておく。また、災害応急対策や医療の提供を行うための車両についても、予め指定しておく。

なお、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

県が定める重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄や、優先的な燃料の供給体制等の整備を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

対策③	平常時の心構え
実施担当	本部班

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努めるものとする。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

■基本事項

地震による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる運動の展開が必要である。このため、町、県、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

■対策

対策①	住民向けの防災教育
実施担当	本部班

住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの防災への寄与に努めることが求められるため、町は、自主防災思想の普及、徹底に努める。

(1) 普及啓発すべき内容

町は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、住民に対し、地域のハザードマップや地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発に努める。

①「自助」、「共助」の推進

ア) 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。

また、自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。

イ) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。

ウ) 避難行動をあらかじめ認識するための取組

地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。また、水害を含む災害時に、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成を促進する。

エ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決

- め等)について、あらかじめ決めておく。
- オ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- カ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。
- キ) 「茨城県地震被害想定」にかかる被害状況等
平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。
- ク) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難場所での飼養についての準備
家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平時からの備えについて普及・啓発を図る。
- ケ) 適切な避難行動
避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- コ) 避難場所・避難経路の確認
平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておくこと。
- サ) 被災状況の記録
家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。

②緊急地震速報の周知

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等によりその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

③地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

④防災関連設備等の準備

- ア) 消火器
- イ) ガスのマイコンメーター
- ウ) 感震ブレーカー
- エ) 非常持出品等

(2) 普及啓発手段

町は、次の普及啓発の実施を図る。

①広報紙、パンフレット、防災マップ等の配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、町は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する災害時の防災マップ等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

②講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を開催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

③その他メディアの活用

インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用を図る。

対策②	児童生徒等に対する防災教育
実施担当	本部班、学校教育班、こども班、消防部

(1) 児童生徒等に対する防災教育

①幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画（保育園においては、防災訓練計画）にしたがって幼児、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

②地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

④自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

対策③	防災対策要員に対する防災教育
実施担当	本部班、消防部

災害時の応急対策には、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるため、町は、防災対策要員として災害対策を担う職員への防災教育・研修を推進する。

(1) 応急対策活動の習熟

災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の研修も実施する。

第2 防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承

■基本事項

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。町は、関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

■対策

対策①	総合防災訓練・避難力強化訓練への参加
実施担当	各班、防災関係機関

(1) 訓練種目

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災消火
- ⑦道路復旧、障害物排除
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報収集伝達
- ⑩要配慮者の支援（避難所への避難等）
- ⑪応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた、できるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけるとともに、警察や消防などの防災関係

機関と協力し、県及び市町村等が主催して実施する。

対策②	町防災訓練の実施
実施担当	各班、防災関係機関、住民、病院及び社会福祉施設等の管理者

(1) 避難訓練

①町による避難訓練

地震時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て実施する。

②学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③学校と地域が連携した訓練の実施

町は、学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練の実施に努める。

(2) 非常参集訓練

町は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練等も併せて実施する。

(3) 通信訓練

町は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用する通信訓練も実施する。

また、有線及び町防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加するなど、非常時の通信連絡の確保を図る。

対策③	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練
実施担当	本部班、消防部、事業所、自主防災組織

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するとともに、地域の一員として、町、消防部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。また、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障がい

者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、各種の防災訓練への参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

対策④	災害対策の研究
実施担当	本部班

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、町は、次の調査、研究等を行うことにより、総合的、効果的な震災対策の推進及び住民への広報啓発に努める。

- (1) 地域の自然特性、社会特性等の把握
- (2) 地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携
- (3) 防災アセスメントの実施

対策⑤	災害教訓の伝承
実施担当	本部班、住民

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第2章

災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 災害警戒本部・災害対策本部

■基本事項

町は、町内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。町は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

■対策

対策①	地震時の非常配備基準
実施担当	本部班

町は、地震の発生したとき、又は地震による被害が発生するおそれがあるときは、次の配備基準による連絡・警戒・非常体制をとる。

体制区分	配備基準	災害対策本部等の設置
連絡配備	①町内で震度4を記録したとき。	連絡配備
警戒体制 (事前配備)	1次 ①町内で震度5弱を記録したとき。	災害情報連絡担当者会議を開催
	2次 ①町内で震度5強を記録したとき。 ②その他、副町長が必要と認めたとき。	災害警戒本部を設置
非常体制	1次 ①町内で震度5強を記録し、地震により相当程度の局地災害が発生したとき。 ②その他、町長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置
	2次 ①町内で震度6弱以上を記録したとき。 ②その他、町長が必要と認めたとき。	
	3次 ①町内で震度が6弱以上を記録し、地震により大規模な災害が発生したとき。 ②その他、町長が必要と認めたとき。	

対策②	災害警戒本部・災害対策本部
実施担当	本部班、各班

(1) 組織

①連絡配備

設置基準	町内で震度4を記録したとき。
決定者	総務課長
構成員	総務課課員
対応等	地震、気象情報の収集、被害状況の確認及び報告

②災害情報連絡担当者会議

設置基準	町内で震度5弱を記録したとき。		
会議の設置	災害情報連絡担当者会議		
決定者	総務部長		
代決者	総務課長		
構成員	秘書広聴課長 長寿福祉課長 健康増進課長 町民課長 下水道課長 生涯学習課長	財政課長 保険課長 農業政策課長 道路建設課長 水道課長 学校給食共同調理場長	社会福祉課長 こども課長 商工観光課長 都市整備課長 学校教育課長 消防本部警防課長
事務局	総務課		
対応等	公共施設の被害状況の調査及び報告、住民広報の検討		

③茨城町災害警戒本部

茨城町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）は、町域内にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、茨城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するまで又は設置するまでに至らないと認められる場合において、副町長を本部長とし、災害情報の収集及び応急対策等の実施を任務とする機関である。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・町内震度が5強を記録したとき。 ・その他副町長が必要と認めた場合。 									
本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部に災害警戒本部会議を置く。 ・災害警戒本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項を決定し、その実施を推進する。 ・災害警戒本部会議は、本部長が必要と認めたとき招集し、議長となる。 									
本部長	副町長									
副本部長	総務部長									
代決者	本部長が不在かつ連絡不能な場合は、次の順により代決者とする。 (第1) 総務部長 (第2) 総務課長									
本部員	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>町長公室長</td> <td>保健福祉部長</td> </tr> <tr> <td>生活経済部長</td> <td>都市建設部長</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>消防団長</td> <td></td> </tr> </table>	教育長	町長公室長	保健福祉部長	生活経済部長	都市建設部長	教育部長	消防長	消防団長	
教育長	町長公室長	保健福祉部長								
生活経済部長	都市建設部長	教育部長								
消防長	消防団長									
本部連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に本部連絡員を置き、次の事務を担当する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 本部長指令及び本部会議決定事項の所属部内への伝達又は連絡に関すること。 イ 所属部内の情報の収集・整理、被害状況の把握、応急対策状況等の報告及び部内各班の連絡調整に関すること。 ・本部連絡員は各部ごとに部長が指名した者とする。 									
事務局	総務課									
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、管理、伝達及び広報に関すること。 ・災害応急対策の実施及び調整に関すること。 ・災害対策本部にいたるまでの措置。 ・住民への情報提供に関すること。 ・避難所開設・運営に関すること。 ・その他災害対策に関すること。 									
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置されたとき。 ・その他、副町長が必要なしと認めた場合。 									

④茨城町災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法、茨城町災害対策本部条例（昭和39年条例第267号）に基づき、町域内にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町長が設置する機関で、町長を本部長とし災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・町内震度が6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。 ・震度5強を記録し、地震により相当程度の局地災害が発生したとき ・大規模な災害が発生したとき。 ・その他町長が必要と認めた場合。 									
本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。 ・本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 ・本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。 ・本部員は、災害情報、被害情報及び災害応急対策の状況その他必要な事項について随時、本部会議に報告する。 ・本部会議は、本部長が必要の都度招集し、議長となる。 ・本部長は、必要により防災関係機関等の代表者の参画を要請する。 ・本部会議決定事項のうち職員に周知を要すると認めたものについて、本部員は速やかにその徹底を図る。 									
本部長	町長									
副本部長	副町長、総務部長									
代決者	本部長が不在かつ連絡不能な場合は、次の順により代決者とする。 (第1) 副町長 (第2) 総務部長									
本部員	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>町長公室長</td> <td>保健福祉部長</td> </tr> <tr> <td>生活経済部長</td> <td>都市建設部長</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>消防団長</td> <td></td> </tr> </table>	教育長	町長公室長	保健福祉部長	生活経済部長	都市建設部長	教育部長	消防長	消防団長	
教育長	町長公室長	保健福祉部長								
生活経済部長	都市建設部長	教育部長								
消防長	消防団長									
本部連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に本部連絡員を置き、次の事務を担当する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 本部長指令及び本部会議決事項の所属部内への伝達又は連絡に関すること。 イ 所属部内の情報の収集・整理・被害状況の把握、応急対策状況等の報告及び部内各班の連絡調整に関すること。 ・本部連絡員は各部ごとに部長が指名した者とする。 									
事務局	総務課									
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の配備体制に関すること。 ・本部の廃止に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・避難情報の発令に関すること。 ・茨城県及び関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。 ・隣接市町村との相互応援に関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・災害救助法の適用要請に関すること。 ・住民への情報提供に関すること。 ・避難所開設・運営に関すること。 ・その他、災害対策に関すること。 									
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策が概ね完了した場合。 2. その他、町長が必要なしと認めた場合。 									
設置及び廃止の通知	災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに知事及び防災関係機関に通知する。									

⑤現地災害対策本部

本部長は、現地付近で総合的な応急対策の指揮をとる必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

ア) 現地災害対策本部の設置基準

- 1) 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合。
- 2) 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合。

イ) 現地災害対策本部の分掌事務

- 1) 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
- 2) 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること。

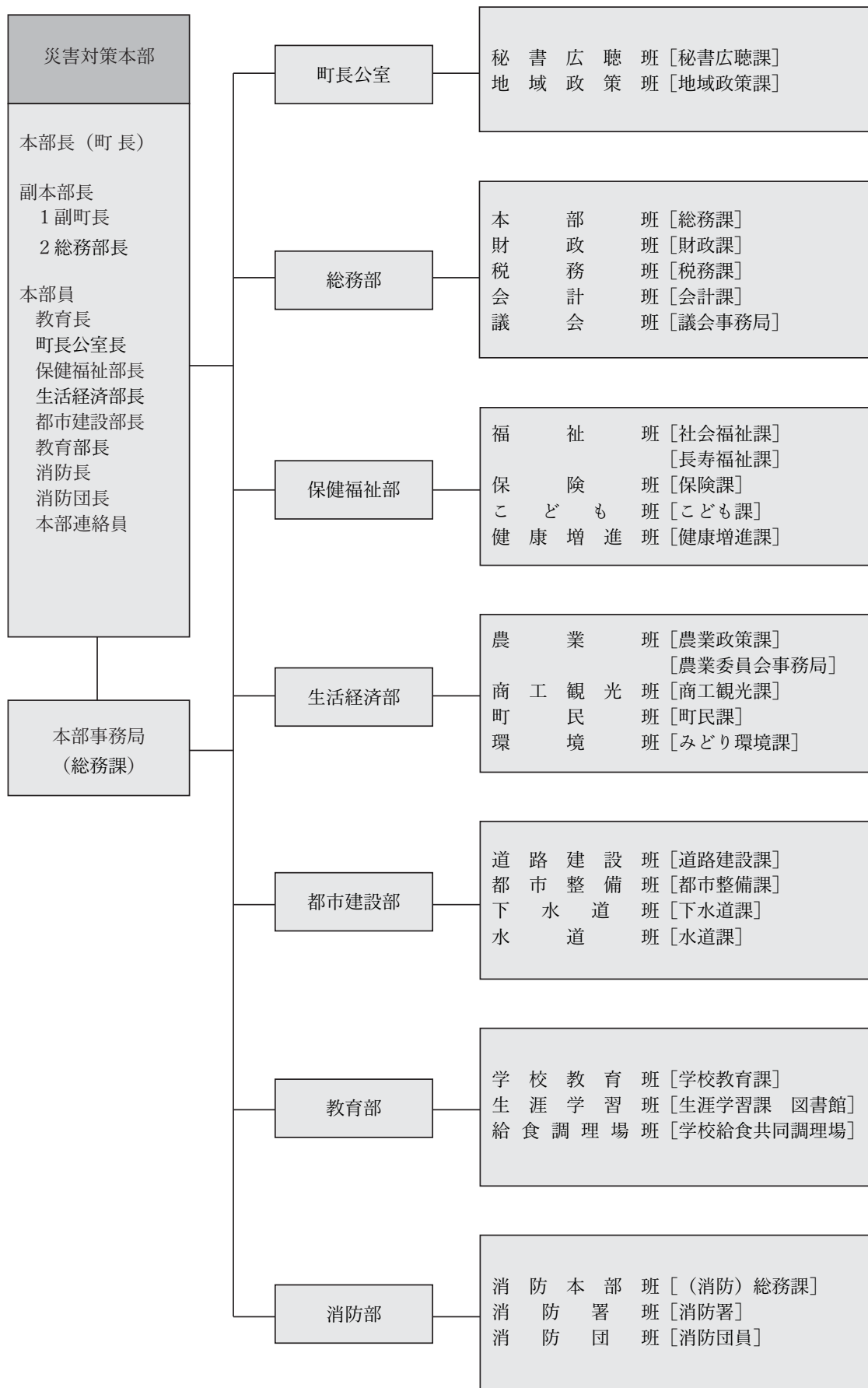
(2) 本部の設置場所

本部の設置場所は、本庁舎2階大会議室とする。ただし、本庁舎に設置することができない場合は消防本部に設置するものとし、消防本部に設置することができない場合は駒場庁舎に設置するものとする。

(3) 本部設置の報告

町は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県に報告を実施する。

(4) 組織図



(5) 事務分掌

各部各班の事務分掌は、次のとおりとする。

災害時における各課事務分掌一覧

●各部班に共通する事務分掌

各部・各班共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・管理施設の利用者の安全確保に関する事 ・管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ・分掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関する事 ・分掌事務に必要な資機材の調達に関する事 ・分掌事務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関する事 ・部内各班及び各部の応援に関する事 ・外部からの応援の受け入れに関する事 ・避難所運営に関する事
-----------	--

●各部課の事務分掌

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班員	分掌事務
総務部 (総務部長)	本部班 (総務課長)	総務課員	<ol style="list-style-type: none"> ①災害対策本部事務局に関する事 ②災害対策の総合調整に関する事 ③災害対策本部等の設置及び廃止に関する事 ④国、県、自衛隊、他市町村等への応援要請及び連絡調整に関する事 ⑤防災行政無線の運用に関する事 ⑥地震、気象状況の監視、警報等の伝達に関する事 ⑦避難指示等の発令及び警戒区域の設定に関する事 ⑧自主防災組織に関する事 ⑨アマチュア無線ボランティアの窓口に関する事 ⑩職員の動員、配備に関する事 ⑪職員の健康管理に関する事 ⑫国、県、自衛隊、他市町村等からの応援受け入れに関する事 ⑬他市町村被災時における職員の派遣に関する事 ⑭部に属する被害情報の取りまとめ及び報告に関する事 ⑮部内各班の連絡調整に関する事
	財政班 (財政課長)	財政課員	<ol style="list-style-type: none"> ①災害対策本部事務局の応援に関する事 ②災害対策に必要な財政措置に関する事 ③災害復旧復興に伴う財政計画に関する事 ④庁舎施設の機能継続に関する事 ⑤燃料の調達に関する事 ⑥緊急応急対策車両の管理、届出に関する事 ⑦災害復旧対策・復興事業への寄付金の受け入れ窓口対応に関する事
	税務班 (税務課長)	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> ①災害家屋等の災害状況の調査に関する事 ②町税の徴収猶予、減免に関する事 ③り災証明書等の交付に関する事
	会計班 (会計管理者)	会計課員	<ol style="list-style-type: none"> ①災害に関する経費の出納に関する事 ②町への災害寄附金、見舞金及び災害義援金の受け入れ窓口、対応に関する事

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班員	分掌事務
	議会班 (議会事務局長)	議会事務局員	①町議会との連絡調整に関する事
町長公室 (町長公室長)	秘書広聴班 (秘書広聴課長)	秘書広聴課員	①本部長、副本部長の秘書に関する事 ②報道機関等へ対応及び災害情報の広報に関する事 ③町ホームページ・SNS等による災害情報の広報に関する事 ④災害情報を掲載した町広報紙の作成及び広報に関する事 ⑤被害状況の撮影等の災害記録に関する事 ⑥区長への災害情報の提供・伝達に関する事 ⑦庁内LANの事業継続に関する事 ⑧部内各班の連絡調整に関する事
	地域政策班 (地域政策課長)	地域政策課員	①災害復興対策本部の事務局に関する事 ②外国人の相談、支援に関する事
保健福祉部 (保健福祉部長)	福祉班 (社会福祉課長) (長寿福祉課長)	社会福祉課員 長寿福祉課員	①義援品、救援物資の募集、保管、配分に関する事 ②義援金の募集、受付、委員会設置、配分に関する事 ③社会福祉施設等の災害調査、連絡調整に関する事 ④要配慮者の支援に関する事 ⑤福祉避難所に関する事 ⑥遺体の収容(安置)、一時保存に関する事 ⑦日本赤十字社との連絡調整に関する事 ⑧災害見舞金の支給に関する事 ⑨災害援護資金の貸与及び災害弔慰金の支給に関する事 ⑩ボランティアに関する事 ⑪被災者生活支援の総合相談窓口の開設に関する事 ⑫災害救助法に関する事 ⑬部に属する被害情報の取りまとめ及び報告に関する事 ⑭部内各班の連絡調整に関する事
	保険班 (保険課長)	保険課員	①避難所の運営及び避難者登録窓口に関する事 ②避難者への食料、生活必需品等の供給に関する事 ③保険証(後期高齢者、国民健康保険)に関する事 ④保険料(税)の減免に関する事
	こども班 (こども課長)	こども課員	①保育園等の安全確保に関する事 ②放課後児童クラブの安全確保に関する事
	健康増進班 (健康増進課長)	健康増進課員	①避難所、保健センター等への医療救護所の設置に関する事 ②避難者等の健康管理、精神保健、心のケアに関する事 ③応急医療の県、医師会等への応援要請に関する事 ④医療ボランティアの受け入れ窓口に関する事 ⑤防疫活動及び感染予防防護活動に関する事
生活経済部 (生活経済部長)	農業班 (農業政策課長) (農業委員会事務局長)	農業政策課員 農業委員会事務局員	①農畜水産物等の災害調査に関する事 ②被害農作物等の支援に関する事 ③農畜水産関係機関との連絡調整に関する事 ④土地改良区との連絡調整に関する事 ⑤部に属する被害状況のとりまとめ及び報告に関する事

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班員	分掌事務
			ること ⑥部内各班の連絡調整に関すること
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員	①商工観光業の被害状況調査、支援に関すること ②商工会その他商工観光業団体との連絡調整、応援要請に関すること ③食料品、生活必需品等の調達、運搬に関すること
	町民班 (町民課長)	町民課員	①埋火葬の許可及び遺体の火葬に関すること ②外国人の所在把握、安否確認に関すること
	環境班 (みどり環境課長)	みどり環境課員	①災害廃棄物の収集、処理に関すること ②災害による公害防止対策に関すること ③災害時における環境衛生の保全に関すること ④仮設トイレの設置に関すること ⑤愛玩動物の保護対策に関すること
都市建設部 (都市建設部長)	道路建設班 (道路建設課長)	道路建設課員	①道路、橋梁、水路等土木施設の災害調査、応急、復旧対策に関すること ②道路障害物の除去に関すること ③土木建築業者との連絡及び協力要請に関すること ④国道、県道、河川管理者との連絡調整に関すること ⑤交通規制及び緊急輸送路の確保に関すること ⑥河川等の警戒及び洪水防衛活動に関すること ⑦道路等の土砂災害箇所対策に関すること ⑧部に属する被害状況のとりまとめ及び報告に関すること ⑨部内各班の連絡調整に関すること
	都市整備班 (都市整備課長)	都市整備課員	①被災建築物応急危険度判定に関すること ②応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理に関すること ③被災者に対する住宅相談に関すること ④土砂災害危険箇所の調査等に関すること
	下水道班 (下水道課長)	下水道課員	①下水道施設の災害調査、応急・復旧対策に関すること ②県等への応援要請に関すること
	水道班 (水道課長)	水道課員	①上水道施設の災害調査、応急・復旧対策に関すること ②水道工事業者との連絡調整及び協力要請等に関すること ③飲料水の応急給水に関すること ④県、日本水道協会等への応援要請に関すること ⑤飲料水の検査に関すること

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班員	分掌事務
教育部 (教育部長)	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼児・児童・生徒の避難誘導及び救護に関すること ② 児童生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること ③ 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営の協力に関すること ④ 教職員の非常配備に関すること ⑤ 被災教職員及び児童生徒の調査及び報告に関すること ⑥ 児童生徒の応急教育に関すること ⑦ 部に属する被害状況のとりまとめ及び報告に関すること ⑧ 部内各班の連絡調整に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課員 図書館員	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会教育・社会体育施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ② 社会教育・社会体育施設利用者の避難誘導及び救護に関すること ③ 文化財の災害状況調査並びに保護に関すること ④ 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営の協力に関すること
	給食調理場班 (学校給食共同調理場長)	学校給食共同調理場員	<ul style="list-style-type: none"> ① 食糧調達及び供給に関すること ② 炊き出しの実施に関すること
消防部 (消防長)	消防本部班 (消防) 総務課長)	消防本部員	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防職員、団員の非常招集及び配備運用に関すること ② 消防団との災害活動の調整に関すること ③ 関係機関との連絡及び消防相互応援に関すること ④ 気象情報、災害情報の収集、伝達、広報に関すること ⑤ 火災警報の発令、伝達に関すること ⑥ 災害現場における危険物等の処理に関すること ⑦ 災害応急対策の指導に関すること ⑧ 部に属する被害状況のとりまとめ及び報告に関すること
	消防署班 (消防署長)	消防署員	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害警戒、防御活動に関すること ② 救助、救急活動に関すること ③ 避難等の指示、伝達(戸別)及び誘導に関すること ④ 災害の警戒、警備及び警戒区域の設定に関すること ⑤ 災害行方不明者の捜索に関すること ⑥ 災害、災害等原因の調査及び損害の調査記憶
	消防団班 (消防団長)	消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災及び水防その他災害の警戒及び防御に関すること ② 人命の救助及び救急の協力に関すること ③ 障害物除去作業の協力に関すること ④ 行方不明者の捜索の協力に関すること ⑤ 避難誘導の協力に関すること ⑥ その他消防活動に関すること

第2 職員の参集・動員

■基本事項

町は、地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

■対策

対策①	職員の動員・配備
実施担当	本部班、各部長

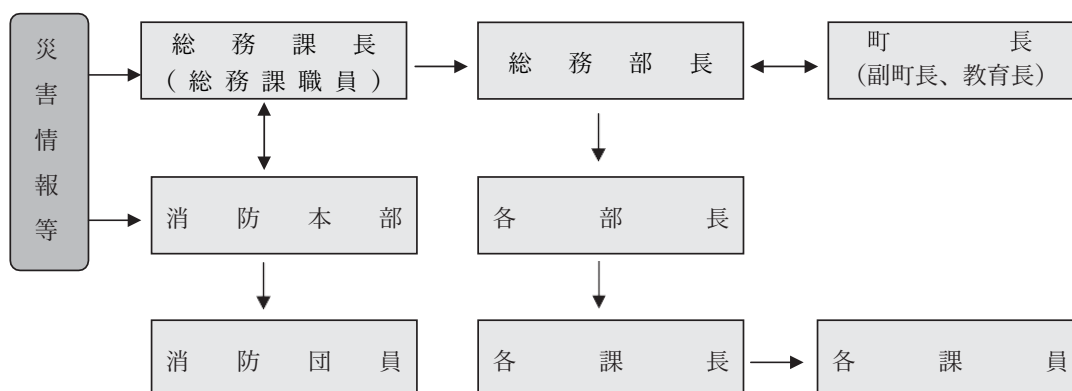
(1) 職員の動員

総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。各部長は、あらかじめ配備体制の区分に応じた配備人員数を定めておくものとする。

各部長は、他の部の職員の応援が必要と認める場合、総務部長を通じて他の部の職員の応援を求める。総務部長は、各部からの職員の応援要請に対し、各部の職員の参集状況を考慮し、各部と協議の上、職員の応援体制を調整する。

(2) 動員の伝達系統

動員伝達系統を次に示す。



(3) 動員の伝達手段

勤務時間中における動員の伝達は、庁内放送及び庁内電話により行う。

勤務時間外の動員の伝達は、各課において事前に災害時用連絡名簿を作成し、携帯電話（メール機能含む）及び一般加入電話等を用いて行う。

(4) 動員状況の報告

各課は、職員の動員状況を速やかに把握し、所属部長を通じて総務課長に報告する。

総務課長は、参集状況を取りまとめ、町長に報告するものとする。

〔報告事項〕

- ①部・班名
- ②動員連絡済人員数
- ③動員連絡不可能人員数及び連絡不可能地域

- ④登庁人員数
- ⑤登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- ⑥その他

(5) 義務登庁

職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を確認、又は体感した場合は、登庁することを義務とする。

(6) 自主参集

職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を確認、又は体感した場合は、自主的に登庁するよう努める。

(7) 非常時の措置

職員は、速やかに勤務場所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料、飲料水、ラジオ等の携行に努めるものとする。なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

災害の状況により、勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの学校、公民館などの町施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。各施設の責任者は、参集した職員を報告するとともに、参集職員の所属課への復帰が可能と認める場合は、当該職員に所属課への復帰を命ずる。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

■基本事項

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、町は、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

■対策

対策①	専用通信設備の運用
実施担当	本部班、消防部

町は、災害後直ちに自設備の通信機能の確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を県に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

町は、保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

町で使用する主な通信手段は、次のとおりである。

【主な通信手段】

- ①茨城県防災情報ネットワークシステム
- ②防災行政無線
- ③消防無線
- ④災害時優先電話

対策②	代替通信機能の確保
実施担当	本部班

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難になり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を利用する。

(1) 災害時優先電話の指定

既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。(事前対策)

(2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話がかかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(3) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、オペレータに申込む。

(※受付時間8時～19時まで)

(4) 非常通信の実施

①町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。

②取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合に、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

③発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を電報発信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

(5) 他機関の通信設備の利用

町は、予警報の伝達等にして緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

【使用又は利用できる通信設備】

・警察通信設備	・航空通信設備	・鉄道通信設備
・消防通信設備	・海上保安通信設備	・電力通信設備
・水防通信設備	・気象通信設備	・自衛隊通信設備

①事前協議の必要

ア) 町は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）

イ) 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

②警察通信設備の使用

町が警察通信設備を使用する場合は、「警察電話使用申込書」に示す手続によって行う。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（3911-3912）又は口頭により行う。

(6) 放送機能の利用

町は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、県を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局、（株）LuckyFM茨城放送に要請する。

なお、(株) LuckyFM茨城放送及び水戸コミュニティ放送株式会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結している。

(7) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(8) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(9) 自衛隊の通信支援

町は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続を行う。要請方法は、「自衛隊の災害派遣要請」に定めるところによる。

対策③	アマチュア無線ボランティアの活用
実施担当	本部班

(1) アマチュア無線ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

町は、災害発生後ボランティア「担当窓口」を「本部班」とし、連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

(2) アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ①非常通信
- ②その他の情報収集活動

■資料

- ・資料6 茨城県防災情報ネットワークシステムの配備状況
- ・資料7 非常・緊急通話用指定電話の配備状況
- ・資料8 茨城町防災行政無線の整備状況
- ・資料9 茨城町消防無線の整備状況

第2 災害情報の収集・伝達・報告

■基本事項

町は、地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達を実施する。

■対策

対策①	地震情報の収集・伝達
実施担当	本部班

(1) 地震情報の収集

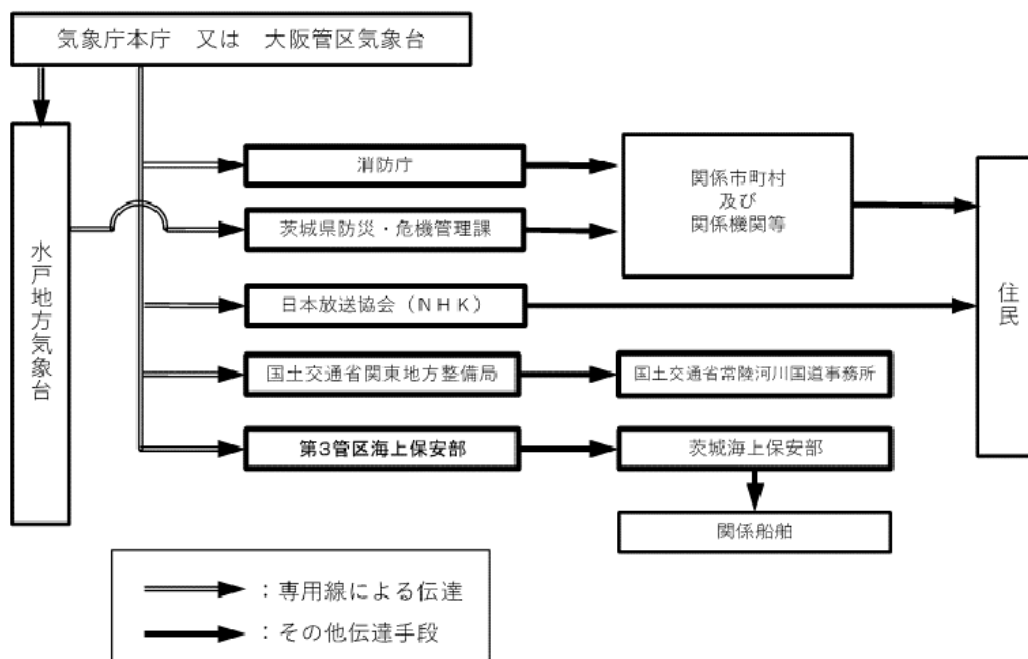
町は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、これらの地震情報を住民、関係機関等に伝達する。

【地震上の種類】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。) 	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
---------	--------	---

地震情報伝達系統図



(2) 町における措置

- ①町は、入手した震度情報を関係部課に周知徹底できる内部伝達組織の整備を図る。
- ②町は、情報の伝達を受けたときは、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底を行う。特に、緊急地震速報を受信した場合は、速やかに住民等に伝達するため、全国瞬時警報システム、防災行政無線等の整備を図る。

(3) 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料

地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度5弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料
管内地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波にかかる災害予想図の作成、その他防災にかかる活動を支援するために、毎月の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ等の災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

この通報を受けた場合、町は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報する。

対策②	被害情報・措置情報の調査・報告
実施担当	本部班

(1) 行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、町行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制(マンパワー)は充足しているか
- ③ 物的環境(庁舎施設等)は整っているか

(2) 被害情報・措置情報の種類

① 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・公共施設被害等に関すること。

- ア) 被害発生時刻
- イ) 被害地域(場所)
- ウ) 被害様相(程度)
- エ) 被害の原因

② 措置情報

- ア) 災害対策本部の設置状況
- イ) 主な応急措置(実施、実施予定)
- ウ) 応急措置実施上の措置
- エ) 応援の必要性の有無
- オ) 災害救助法適用の必要性

(3) 報告すべき主な内容

町は、被害情報、措置情報の収集伝達を、原則として災害情報共有システムを利用して「茨城県被害情報等報告要領」により、県に報告する。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ①災害状況
- ②人的被害状況
- ③災害対策本部設置状況
- ④避難所状況
- ⑤避難情報発令状況
- ⑥道路規制情報

(4) 情報収集・伝達活動

- ①町は、町域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

ア) 町災害対策本部が設置されたとき

イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき

オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

※併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告するものとする。

- ②県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- ③災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- ④地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- ⑤行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

【報告先】 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課

T E L (防災) 8-600-2882～2885

T E L (N T T) 029-301-2885・2880・8800

F A X (防災) 9-600-2898・8300・8301

F A X (N T T) 029-301-2898

■資料

・資料26 被害の分類認定基準

第3 災害情報の広報

■基本事項

町は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と連携し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

■対策

対策①	広報活動
実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部

(1) 広報内容

①被災地住民に対する広報内容

町は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- イ) 避難情報が発令されている地域、内容
- ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ) 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ケ) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- コ) し尿処理、衛生に関する情報
- サ) 被災者への相談サービスの開設状況
- シ) 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- ス) 臨時休校等の情報
- セ) ボランティア組織からの連絡
- ソ) 全般的な被害状況
- タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

②被災地外の住民に対する広報内容

町は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。

また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア) 避難情報が発令されている地域、内容
- イ) 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ) 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- カ) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- キ) 全般的な被害状況
- ク) 防災関係機関が実施している対策の状況

③特別警報に関する広報内容

町は、以下の地震に関する特別警報が発表された場合、住民及び官公署への周知伝達が気象業務法により義務付けられているため、適切に広報を行う。

- ア) 緊急地震速報（警報）における震度6弱以上を予想するもの

(2) 広報手段

①独自の手段による広報

ア) 防災行政無線による広報

町域内全域に設置されている防災行政無線により広報を実施するものとする。

なお、災害の態様に応じて全域広報と一部地域広報とし、広報にあたっては、茨城町防災行政用無線局通信運用細則によるものとする。

イ) 広報車等による広報

災害の状況により防災行政用無線と併せて災害区域及び災害予想区域に広報車を出動させ、細部にわたる広報を実施するものとする。

ウ) 戸別広報

広報車等の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員等を派遣して戸別に広報を実施するものとする。

エ) インターネット等による広報

インターネット、メール、ホームページ、SNSなどを活用した広報を実施するものとする。

オ) その他の広報

必要に応じて、チラシ等広報資料を作成し災害地域において配布又は掲示するとともに、立看板、掲示板、その他あらゆる広報媒体を利用して広報するものとする。

なお、チラシ等の配布にあたっては、職員の不足が予想されるため、自治組織、自主防災組織及びボランティア団体の協力を得るものとする。

②報道機関への依頼及び協力

町は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合には、県に依頼し報道関係機関に対する協力の要請及び協定締結先の「(株) LuckyFM茨城放送」及び「水戸コミュニティ放送株式会社」に協力を要請する。

また、町は、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼について、可能な範囲で提供するものとする。

③自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

④Lアラートの活用

町は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

⑤民間アプリの活用

町は、X(旧Twitter)やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供する。

また、迅速性・拡散性に優れているX(旧Twitter)などのSNSについては、信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行う。

■資料

・資料18 報道機関の状況

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保

■基本事項

町長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認め
た場合は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

■対策

対策①	自衛隊に対する災害派遣要請
実施担当	本部班

(1) 災害派遣要請

町は、次の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば、自衛隊の派遣要
請を依頼する。

【災害派遣要件の範囲】

- ①公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しな
ければならない必要があること
- ②緊急性 差し迫った必要があること
- ③非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 要請手続

①派遣要請

町長は、当該地域にかかる災害が発生し、又は発生しようとしている場合
において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「自衛隊に
対する災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。た
だし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

【災害派遣要請書の提出先】

- ・提出先 県防災・危機管理部防災・危機管理課
T E L (防災) 8-600-2882～2885
T E L (N T T) 029-301-2885・2880・8800
F A X (防災) 9-600-2898・8300・8301
F A X (N T T) 029-301-2898

②上記①が困難な場合

町長は、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該地域にかかる災
害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対して
その旨を通知するものとする。

部隊（駐屯地）	連絡責任者	電話番号
陸上自衛隊施設学校長 （勝田駐屯地司令） （ひたちなか市勝倉 3433）	警備課長（防衛班長） （時間外は、駐屯地当直司令）	029（274）3211 内線 時間中234 時間外302
航空自衛隊第7航空団指令 （百里基地指令） 小美玉市百里 170	防衛部長（防衛班長） （時間外は、基地当直幹部）	0299（52）1331 内線 時間中2231 時間外2215

(3) 自衛隊の活動

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 撤収要請

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

(5) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりである。

- ①派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備にかかるものは除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備にかかるものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

対策②	自衛隊の判断による災害派遣
実施担当	自衛隊

自衛隊は、地震災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

対策③	自衛隊受け入れ体制の確立
実施担当	本部班

(1) 受け入れ体制

町は、派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、受け入れを行う。

①災害派遣部隊到着前

ア) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ) 連絡職員を指名する。

ウ) 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

②災害派遣部隊到着後

ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) ヘリコプターの受け入れ

町は、次の発着場及び臨時ヘリポート適地から臨時ヘリポートを選定し、設営する。

○場外着陸場

名 称	所在地	県防災 ヘリ	自衛隊		
			小型	中型	大型
県立消防学校	長岡4068	○	○	○	
水戸医療センター	桜の郷280	○	○	○	

○臨時ヘリポート

名 称	所在地	県防災 ヘリ	自衛隊		
			小型	中型	大型
町運動公園	越安1397	○	○	○	
酒沼自然公園	中石崎2263	○	○	○	
小幡運動広場	小幡2166	○	○		

第2 応援要請・受け入れ体制の確保

■基本事項

町は、町内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受け入れ体制の確保を図る。

■対策

対策①	応援要請の実施
実施担当	本部班、各班

(1) 他市町村への応援要請

町長は、町域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する上で、他市町村の応援の必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県、国への応援要請又は職員派遣のあっせん

町長は、知事又は指定地方行政機関の長等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

① 応援要請時に記載する事項

ア) 災害の状況

イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由

ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所

オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

カ) その他必要な事項

② 職員派遣あっせん時に記載する事項

ア) 派遣のあっせんを求める理由

イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

ウ) 派遣を必要とする期間

エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 公共的団体、企業、民間団体等に対する要請

町長は、町内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、公共的団体、企業等に対して応援要請を行う。

また、民間団体についても、必要に応じて協力を要請する。

対策②	応援受け入れ体制の確保
実施担当	本部班

(1) 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受け入れ体制の確保

①連絡窓口の明確化

町は、連絡窓口を本部班とし、速やかに国及び関係都道府県・市町村等との連絡を行う。

②受け入れ施設の整備

町は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受け入れ施設を定めておくものとする。

なお、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

③海外からの支援の受け入れ

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その円滑な受け入れに努める。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

①職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

対策③	消防機関の応援要請・受け入れ体制の確保
実施担当	消防部、本部班

(1) 応援要請

町は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づき速やかに応援を要請する。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

①大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害

②災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害

- ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 応援受け入れ体制の確保

ア) 受け入れ窓口の明確化

応援受け入れ窓口は、消防部又は総務班とする。

イ) 受け入れ施設の整備

町は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第4節 被害軽減対策

第1 避難情報の発令・誘導

■基本事項

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長は関係機関の協力を得て、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

■対策

対策①	避難情報
実施担当	本部班

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについて十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難情報の発令を行う。

【被害の拡大要因となる災害】

- ①崖崩れ、地すべり
- ②地震水害（河川、海岸、ため池等）
- ③延焼火災
- ④危険物漏洩（毒劇物、爆発物）
- ⑤地震による建物倒壊
- ⑥津波、その他

(2) 避難情報

町は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難情報の発令を行う。

また、町は、必要に応じ、避難情報の発令の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。

なお、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、必要に応じて専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難情報発令の実施者

実施責任者	区分	災害の種類	要件
町長 水防管理者	高齢者等避難	災害全般	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき

実施責任者	区分	災害の種類	要件
町長	避難指示	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき
知事	避難指示	災害全般	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
警察官	避難指示	災害全般	町長が避難の為の立ち退きを指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき
知事又はその委任を受けた職員	避難指示	津波地滑り	著しく危険が切迫していると認められるとき
自衛官	避難指示	災害全般	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき

(4) 避難情報の内容

避難情報は、次の内容を明示して実施する。

- ①要避難（準備）対象地域
- ②避難先及び避難経路
- ③避難情報発令の理由
- ④その他必要な事項

(5) 避難措置の周知

避難情報を発令した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

①住民への周知徹底

避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

ア) 直接的な周知として、町防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

イ) Lアラート等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。また、町は、自主防災組織等との協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

②関係機関相互の連絡

避難情報の発令、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

対策②	警戒区域の設定
実施担当	本部班

(1) 警戒区域の設定

①町

町長は、避難が必要となる災害が発生した場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

②警察官

町長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官は、町長の権限を代行する。この場合は、直ちに町長に対して通知する。

③自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、町長、警察官が現場にいない場合に限り、町長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

④消防職員又は水防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる、(消防法第28条、水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難情報の発令と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

対策③	避難の誘導
実施担当	本部班、福祉班、消防部、消防団

(1) 避難誘導の方法

町、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

なお、町は、要配慮者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者支援制度等を活用し避難支援を行う。

- ①避難誘導に当たり、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- ②避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ③危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ④自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ⑤住民に対し、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- ⑥避難誘導は避難先での救援物資の配給等を考慮して、可能な限り町内会等の単位で行うこと。

(2) 住民の避難対応

①避難の優先

避難にあたっては、要配慮者の避難を優先する。

②携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

(3) 指定緊急避難場所

町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難情報の発令とあわせて避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(4) 広域避難（広域一時滞在）

町は、町域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在中にかかる応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

■資料

- ・資料5 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

第2 緊急輸送

■基本事項

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、町及び防災関係機関は、震災時の緊急輸送を効率的に行うため、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

■対策

対策①	緊急輸送の実施
実施担当	財政班

(1) 緊急車両等の調達

町は、町所有の車両及び資機材の供給に関する協定の締結先、町内関係業者等より、使用できる輸送車両等の確保を行う。また、町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。ヘリコプターの確保が必要な場合は、県防災ヘリコプター及び県を經由し自衛隊に派遣を要請する。

(2) 緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位にしたがって行う。

項目	優先順位	
総括的に優先されるもの	①人命の救助、安全の確保 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施	
災害発生後の各段階において優先されるもの	第1段階 (地震発生直後の初動期)	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
	第2段階 (応急対策活動期)	①第1段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災地外へ撤去する被災者 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
	第3段階 (復旧活動期)	①第2段階の続行 ②災害復旧に必要な人員、物資 ③生活用品 ④郵便物 ⑤廃棄物の搬出

対策②	緊急輸送道路の確保
実施担当	道路建設班、都市整備班、県、警察

- (1) 町内の緊急輸送道路
町内の緊急輸送道路は、第1章第3節第1「緊急輸送への備え」のとおり。
- (2) 緊急輸送道路の被害状況の確保
各道路管理者及び警察署は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対して調査結果を伝達する。
- (3) 緊急輸送道路啓開の実施
町は、町内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県水戸土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。
- (4) 放置車両対策
町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (5) 啓開資機材の確保
町は、被害状況に基づき、町所有の資機材及び資機材の供給に関する協定の締結先、町内関係業者等より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

対策③	緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書）
実施担当	財政班

町が応急対策活動で使用する車両は、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、標章、証明書の交付を受ける。交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。なお、災害応急対策活動用車両として事前に届出をしてある車両は、公安委員会から災害時には、速やかに標章等の交付を受けるものとする。

対策④	交通規制
実施担当	警察、消防部、自衛隊、運転者

- (1) 警察等の措置
- ①災害応急対策期
- ア) 被災地への流入車両の制限
震災発生直後において、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

被災地への流入車両の制限	被災地を中心とした概ね半径30kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。
--------------	--

高速道路対策	常磐自動車道においては、水戸 I C以南が計測震度5.0 以上、水戸 I C以北が計測震度4.5 以上、北関東自動車道（東水戸道路、常陸那珂道路を含む。）及び東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道においては計測震度5.0 以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに、東日本高速道路株式会社（関東支社）と連携して、通行車両の緊急停止措置を実施する。
--------	--

イ) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

ウ) 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

エ) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

オ) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く住民等に周知する。

②復旧・復興期

ア) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

イ) 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

ウ) 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民等への周知を図る。

(2) 運転者のとるべき措置

①走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

- ウ) 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
 - エ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- ②避難のために車両を使用しない。
- ③災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。
- ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - 1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - 2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わない場合、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動

■基本事項

地震発生による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、町及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

■対策

対策①	消火活動
実施担当	消防部、自主防災組織

(1) 消防機関による消火活動

①情報収集、伝達

ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

②同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に基づき鎮圧にあたる。

原 則	内 容
避難地及び避難路確保の優先	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。
重要地域の優先	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
市街地火災消火活動の優先	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。
重要対象物の優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。
火災現場活動	①出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ②火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ③火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

③応援派遣要請

町長は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、県内の市町村長又は消防長に対し、消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

④応援隊の派遣

町長又は消防長は、消防相互応援協定及び知事の指示による応援隊の要請があった場合には、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

①出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

②消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

対策 ②	救助・救急活動
実施担当	消防部、自主防災組織、健康増進班

(1) 消防機関による救助・救急活動

①情報収集、伝達

消防長は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

また、消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続に遅れないよう努める。

②救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

③救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

④応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

⑤後方医療機関への搬送

ア) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ) 消防部は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ) 消防部は、重篤傷病者等の搬送について、県防災ヘリコプターを活用した搬送体制の整備を図る。

⑥ 応援派遣要請

町長又は消防長は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

⑦ 応援隊の派遣

町長又は消防長は、消防相互応援協定及び知事の指示による応援隊の要請があった場合には、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

(2) 自主防災組織等による救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

対策 ③	水害防止活動
実施担当	消防部、農業班、道路建設班、下水道班、土地改良区

(1) 町の措置

地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。水防活動にあたっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置いて活動を行う。

(2) その他の施設管理者の措置

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

■ 資料

- ・ 資料21 消防組織及び消防団の状況

第4 応急医療

■基本事項

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、町は、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

■対策

対策①	応急医療活動
実施担当	本部班、健康増進班、医療関係団体

(1) 初動体制の確保

各医療機関、医療関係団体は、災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、県及び町の災害対策本部設置に併せ、災害対策部門を設置し、初動体制を整えるものとする。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努める。

(2) 医療救護班の編成・出動

町長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により県医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により町的能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(3) 医療救護所の設置

町は、学校、集会所等の避難所、保健センター等に医療救護所を設置する。

(4) 医薬品等の確保

町は、医療救護所等で使用する医薬品を備蓄するとともに、必要に応じて県及び県薬剤師会へ要請し、医薬品を確保する。

県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。

また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。

対策②	後方支援活動
実施担当	消防部、健康増進班、医療関係団体

(1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心として、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し、これにより消防部は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

(2) 搬送体制の確保

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や県保健福祉部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、町、県が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

(3) 人工透析の供給等

①人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要のあるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

町は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、町域における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

②人口呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、町、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

(4) 周産期医療

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び総合周産期母子医療センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受け入れ状況を把握する。また、町は、県保健所と連携し、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

(5) 医療ボランティア活動

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受け入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

町は、県と調整し、医療ボランティアの受け入れ体制の確保に努める。

■資料

・資料12 病院及び医療機関

第5 危険物等災害防止対策

■基本事項

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じることが重要である。被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、町及び関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

■対策

対策は、5. 危険物等災害対策計画に準ずる。

第6 燃料対策

■基本事項

災害時においても、本庁舎等の防災拠点となる施設の自家発電用燃料及び応急対策を実施する応急対策車両等に使用する燃料は、継続して確保する必要がある。

このため、町は、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等の対策を、迅速・的確に実施する。

■対策

対策①	連絡体制の確保と情報の収集
実施担当	財政班、県石油商業組合茨城支部

(1) 連絡体制の確保

町、県及び県石油業商業組合等は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 給油所の被災状況の確認

町は、県石油商業組合茨城支部を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

(3) 燃料の供給状況の確認

町は、県石油業商業組合茨城支部を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

対策②	重要施設・災害応急対策車両への燃料の供給
実施担当	財政班、県石油商業組合茨城支部

(1) 重要施設及び災害応急対策車両への燃料供給

町は、燃料の供給が途絶え、重要施設や災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、「災害時における燃料の供給等に関する協定書」に基づき県石油商業組合茨城支部に燃料の供給を依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

町は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのか分かるような表示を行う。

(3) 緊急車両への燃料の供給

①災害応急対策車両専用・優先給油所

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

②災害応急対策車両使用者

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者は、専用・優先給油所において給油を行う場合に、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

(4) 住民への広報

町は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

■基本事項

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ確かな応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため町は、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

なお、町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

■対策

対策①	避難者、自宅被災者の把握
実施担当	保険班、福祉班

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

町は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるように登録窓口を各避難所に設置する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難者等の調査の実施

①調査体制の整備・調査の実施

町は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備し、調査を実施する。

ア) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

②調査結果の報告

町は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・

生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

第2 避難生活の確保、健康管理

■基本事項

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受け入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、町は、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

■対策

対策①	避難生活の確保
実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

町は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行した被災者について、適切に受け入れることとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

①基本事項

ア) 対象者

- 1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 2) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- 3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

イ) 設置場所

- 1) 避難所としてあらかじめ指定している施設
- 2) 広域避難場所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

ウ) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

1) 費用の範囲

- ・賃金職員等雇上費
- ・消耗器材費
- ・建物の使用謝金
- ・器物の使用謝金、借上費又は購入費
- ・光熱水費
- ・仮設便所等の設置費

2) 限度額

- ・基本額
避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内

・加算額

冬季（10月～3月）についてはその都度定める額

福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

エ) 設置期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。

②避難所開設の要請

町は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

③避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア) 避難所開設の目的

イ) 箇所数及び受け入れ人員

ウ) 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者数

エ) 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営

町は、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努める。

また、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

①男女双方の視点

- ・女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- ・生理用品等の女性用品の女性による配布

②避難所の安全性の確保

- ・巡回警備や防犯ブザーの配布

(3) 避難所における住民の心得

町は、平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

- ①自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- ②正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- ③ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ④要配慮者への配慮
- ⑤プライバシーの保護
- ⑥その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(4) 福祉避難所における支援

町は、福祉避難所の開設にあたり、次のとおり実施する。

①福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいため、町は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

②福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすい環境整備に配慮をし、必要な物資・機材を確保する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報提供ができるよう、多様な情報手段の確保に努めるものとする。

③福祉避難所の周知

様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

④食料品・生活用品等の備蓄

食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

⑤福祉避難所の開設

一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

⑥福祉避難所開設の報告

福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア) 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- イ) 福祉避難所開設の目的
- ウ) 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- エ) 開設期間の見込み

⑦福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設する。

対策②	避難所等における生活環境の整備
実施担当	保険班、健康増進班

(1) 衛生環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。また、必要に応じ、避難者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、避難所運営にあたっては、町で策定した避難所運営マニュアルに基づき運営するとともに、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を運営の参考にするものとする。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

町は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、町は、一般の避難所で対応が困難である場合、必要に応じて福祉避難所を開設する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

町は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

対策③	健康管理
実施担当	健康増進班、福祉班

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

①町は、避難所において、巡回等により被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

②災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェーズに応じた活動を実施する。

③活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効

果的な処遇検討ができるよう努める。

(2) 避難所の感染症対策

町は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」（茨城県）等を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、検討するよう努める。

(3) 要配慮者の把握

町は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 関係機関との連携の強化

町は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

対策④	精神保健、心のケア対策
実施担当	健康増進班

(1) 精神保健医療体制

①町は、県保健所と連携し、次のことを実施する。

ア) フェーズ1～2

・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問

イ) フェーズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

ウ) フェーズ4

・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

エ) 町は県保健所と連携し、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

②県は、精神保健福祉センター及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図る。また、県は町の要請もしくは必要に応じ、国や関係団体へD P A Tの派遣を要請する。D P A Tは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員
の精神的ケアを行う。

(2) 災害時のこころのケアへの対応

①災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関

係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

- ②災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。
- ③医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているDPATの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

■資料

- ・資料5 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

第3 ボランティア活動の支援

■基本事項

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

■対策

対策①	ボランティア「受け入れ窓口」の設置・運営
実施担当	社会福祉協議会、福祉班

(1) 受け入れ体制の確保

災害発生後直ちに、県社会福祉協議会は、ボランティア支援本部を設置する。町は、町社会福祉協議会と連絡調整し、同社協に災害ボランティアセンターを設置するとともに、ボランティアの受け入れ体制を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターの活動内容

町社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次のとおり。

- ①町及び関係機関からの情報収集
- ②被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- ⑧ボランティア保険加入事務
- ⑨関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) ボランティア支援本部における活動内容

県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部における主な活動内容は、次のとおり。

- ①県及び関係機関からの情報収集
- ②災害ボランティアセンターへの情報提供

- ③ボランティアの募集及び災害ボランティアセンターへの紹介
- ④防災ボランティア登録者への協力依頼
- ⑤必要に応じて、職員の派遣
- ⑥災害ボランティアセンターで利用する活動用資機材、物資等の調達・供給
- ⑦関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑧必要に応じて、関係団体等への協力依頼
- ⑨他の都道府県社会福祉協議会への応援要請
- ⑩ボランティア保険加入事務及び広報
- ⑪その他被災者の生活支援に必要な活動

対策②	ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力
実施担当	社会福祉協議会、福祉班

(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し、町と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア「受け入れ窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ①災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ②避難生活者の支援
(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- ③在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- ④配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布、配達等)
- ⑤その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(4) ボランティア保険の加入促進

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

第4 被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

■基本事項

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う必要がある。

町は、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

■対策

対策①	ニーズの把握
実施担当	福祉班、保険班、本部班、地域政策班、町社会福祉協議会

(1) 被災者のニーズの把握

町は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

【主なニーズ想定】

- ①家族、縁故者等の安否
- ②不足している生活物資の補給
- ③避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④メンタルケア
- ⑤介護サービス
- ⑥家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、医師、町職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

【主なニーズ想定】

- ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ②病院通院介助
- ③話相手
- ④応急仮設住宅への入居募集
- ⑤縁故者への連絡

対策②	相談窓口の設置
実施担当	福祉班、各班

(1) 総合窓口の設置

町は、次の(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

町は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

【主な相談内容】

- ①生命保険、損害保険（支払い条件等）
- ②家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ③法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ④心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ⑤外国人（安否確認、震災関連情報等）
- ⑥女性（避難生活での困りごと等）
- ⑦住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- ⑧雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ⑨消費（物価、必需品の入手）
- ⑩教育（学校）
- ⑪福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- ⑫医療・衛生（医療、薬、風呂）
- ⑬廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ⑭金融（融資、税の減免）
- ⑮ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ⑯手続（り災証明、被災証明、死亡認定等）
- ⑰複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

対策③	生活情報の提供
実施担当	秘書広聴班

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を次のとおり様々な媒体を活用し適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、車中泊避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

- (1) 震災ニュースの発行
町広報紙、チラシ、新聞紙面等を活用し、様々な生活情報を集約した「震災ニュース」を、避難所、各世帯、関係機関等に広く配布する。
- (2) インターネットメールの活用
インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。
- (3) インターネットの活用
ホームページやSNS等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。
- (4) ファクシミリの活用
避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電機メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。
- (5) テレビ、ラジオの活用
テレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。
なお、(株)LuckyFM茨城放送及び水戸コミュニティ放送株式会社とは、**【災害時における放送要請に関する協定書】**を締結している。
- (6) 臨時FM局の設置、運営
阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。
設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

対策④	安否情報の提供
実施担当	秘書広聴班、本部班

町は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

■資料

- ・資料18 報道機関の状況

第5 生活救援物資の供給

■基本事項

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、町は、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を実施する。

■対策

対策①	食料、生活必需品等の供給
実施担当	本部班、農業班、生涯学習班、給食調理場班

(1) 食料、生活必需品等の調達

①備蓄品による供給

町は、迅速な供給活動を実施するため、別途に定めた災害備蓄計画に基づき、食料、飲料水、生活必需品等を計画的に備蓄し、迅速な供給活動を実施する。

②協定締結先からの調達による供給

町は、「災害時における物資の供給等に関する協定書」に基づき、協定締結先に必要となる物資の供給及び搬送について要請する。

③県、近隣市町村への協力要請

町は、町内が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めるときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に食料、生活必需品の調達等の協力を要請する。

(2) 炊き出しの実施

町は、学校給食共同調理場及び学校調理施設を活用し、炊き出しを実施する。

なお、「非常災害時の炊き出し等に関する協定書」に基づき必要に応じて(株)東洋食品へ協力を要請する。

(3) 集積地の指定及び管理

町は、集積地を本庁舎とする。物資の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

また、効率的な管理を行うため、ボランティア等の活用を図る。

対策②	応急給水の実施
実施担当	水道班

町は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

①被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定する。

②保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込む。

- ③水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。
- ④高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込む。
- ⑤継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにする。
- ⑥応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにする。

(1) 応急給水資機材の調達

町は、給水計画を策定し、必要となる応急給水資機材等（給水タンク、ポリ容器、浄水器等）の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県及び日本水道協会等に調達を要請する。

(2) 応急給水活動の実施

①活動内容

町は、給水量の確保に努め、円滑に応急給水活動ができるよう整えるものとする。給水拠点からの輸送は、町有給水車、町有車両及び調達車両等により応急給水を実施する。

県は、町から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、関係機関に支援を要請する。

②給水基準

1日1人当たり3リットルとする。

〔応急給水の目標設定例〕

地震発生からの日数	目標水量
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日
7日	20ℓ／人・日
14日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)

(注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

(3) 検査の実施

町は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。

町で検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。なお、災害時の水質検査を含む衛生検査等については、一般財団法人茨城県薬剤師会検査センターと協定を締結している。

■資料

- ・資料16 上下水道の整備状況

第6 要配慮者の安全確保

■基本事項

地震災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、町は、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うよう努めるものとする。

■対策

対策①	要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策
実施担当	福祉班、水道班、施設等管理者

(1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。町は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受け入れ先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受け入れ先の確保を図る。町は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受け入れ先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町等に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

町は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

水道、電気、ガス等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

対策②	在宅要配慮者に対する安全確保対策
実施担当	福祉班

(1) 安否確認、救助活動

町及び県は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

また、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別避難計画に基づき、適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

町及び県は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により搬送活動を行う。また、これらが確保できない場合、町は、県等に輸送車両等を要請し、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町及び県は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町及び県は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、町は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

町及び県は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅療養の支援者によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

町及び県は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

対策③	外国人に対する安全確保対策
実施担当	地域政策班、町民班、県国際交流協会

(1) 外国人の避難誘導

町は、県及び県国際交流協会に対して、語学ボランティアの協力を要請する。また、町は、広報車や防災行政無線、インターネット通信などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

①避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、県及び県国際交流協会と連携し、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティア等の協力による対応窓口の設置により、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

②テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、県と連携し、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。

町は、速やかに外国人の相談窓口を地域政策班に設置し、生活相談に応じる。

また、町は県と連携し、相談窓口のネットワーク化を推進し、外国人の生活相談にかかる情報の共有化に努める。

■資料

- ・資料11 社会福祉施設等一覧

第7 応急教育

■基本事項

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、町、町教育委員会、県及び私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

■対策

対策①	児童生徒等の安全確保
実施担当	学校教育班、こども班、校長等

(1) 情報等の収集・伝達

①町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」（保育園の施設長を含む）という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

②校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

③校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、町災害対策本部及びその他関係機関に報告する。

④町及び各学校等は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定

し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を事前に定めておく。

(2) 児童生徒等の避難等

①避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

②避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、町及びその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

③下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えると同時に、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。

なお、通学路については、日頃から安全性の点検に努める。

④校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。この場合、速やかに町や県に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えにくることが困難な場合には、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

⑤保健衛生

町、県、各学校等は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

対策②	応急教育
実施担当	学校教育班、校長等

町教育委員会は、教育活動を早期に展開するため次の措置を講じる。

(1) 教育施設の確保

①校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

②校舎の被害は相当に大きいのが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。

③学校施設の使用不能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

- ①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

- ①災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等については、学用品等の給与を行う。
- ②自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う町災害対策本部、町教育委員会、学校は事前に次の措置を講じる。

- ①学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を検討する。
- ②指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- ③指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

■資料

- ・資料5 指定避難所・指定緊急避難場所一覧
- ・資料10 学校施設等の状況

第8 帰宅困難者対策

■基本事項

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間企業等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

■対策

対策①	各機関の取り組み
実施担当	本部班、県、企業等、学校

(1) 町の取り組み

①普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等への一斉帰宅抑制に関する普及啓発を行う。

②備蓄の確保

帰宅できず滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄を行う。

③情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供を実施する。

④交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等については、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制の構築を図る。

町は、交通事業者と協議の上、一時滞在所の確保等を推進する。また、一時滞在所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在所の運営に努める。

(2) 県の取り組み

①普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等への一斉帰宅抑制にかかる普及啓発を行う。

②備蓄の確保

市町村や学校段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

③情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

④代替バス等の運行にかかる調整

県は、交通事業者、国、市町村など関係者間での情報共有を図るとともに、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

(3) 企業等の取り組み

①従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や企業周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

②備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

③環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

④事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

⑤安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

⑥町、自主防災組織等との連携

企業等は、町や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり

決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(4) 大規模集客施設の取り組み

大規模な集客施設は、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、町や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(5) 各学校の取り組み

①鉄道事業者、バス事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道又はバスを使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに関係事業者提供できるよう努める。

②帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

③飲料水等の備蓄

第9 義援物資対策

■基本事項

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

■対策

対策①	義援物資の供給
実施担当	本部班

(1) 情報の収集・発信

町は、各避難所等のニーズ及び物資の受け入れ方針等を、町ホームページ等を通じて情報を発信する。また、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

(2) 物資の受け入れ

町は、本庁舎を管理・配送拠点施設として活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設の選定に努める。

また、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。

なお、義援物資の管理にあたっては、災害時応援協定に基づき締結事業所の資機材や人材、ノウハウ等を活用することも検討し、的確に管理を行う。

(3) 物資の配送

町は保有車両や確保した車両により、物資の配送を行う。また、必要に応じて、災害時応援協定に基づき協定締結先に要請し、配送を実施する。

第10 愛玩動物の保護対策

■基本事項

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、町等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。なお、災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、町等と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。

また、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。

■対策

対策①	飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護
実施担当	県

県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して、飼い主等からの愛玩動物の一時預かり要望への対応や、飼い主の発見に努めるものとする。

対策②	避難所における動物の適正飼養にかかる措置
実施担当	環境班、県

町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

第6節 災害救助法の適用

■基本事項

町は、町域の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

■対策

対策①	被害状況の把握及び認定
実施担当	税務班

町は、救助法の適用にあたり、次に基づき被害状況の把握及び認定を行う。

（1）被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

（2）住家の滅失等の算定

①住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

②住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

③住家の床上浸水

①及び②に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

（3）住家及び世帯の単位

①住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

②世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

対策②	救助法の適用基準
実施担当	本部班、税務班

町域にかかる救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- (1) 町において60世帯以上の住家が全壊、全焼、流失等により滅失したとき。
- (2) 県内で2,000世帯以上の住家が全壊、全焼、流失等により滅失した場合であって、町で30世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 県内で9,000世帯以上の住家が全壊、全焼、流失等により滅失したとき、又は被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

対策③	被害状況の報告
実施担当	本部班

町長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、災害情報共有システム等により、知事に対して報告する。

対策④	救助法による救助
実施担当	各班

町は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

(1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を町長が行う。この場合、事務の内容及び期間が町長に通知される。

なお、町長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

(2) 救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の種類及び対象は次のとおり。なお、程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。

救助の種類	対 象
避難所の設置 (法第4条第1項関係)	現に被害をうけ、又は被害を受けるおそれのある者
避難所の設置 (法第4条第2項関係)	被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者
炊き出しその他による 食品の供与	1) 避難所に収容された者 2) 住家に被害を受け、又は現に炊事ができない者
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）
被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
医療	医療の途を失った者（応急的処理）
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状況にある者）
被災者の救出	1) 現に生命、身体が危険な状態にある者 2) 生死不明な状態にある者
福祉サービスの提供	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者
住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住宅が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住宅が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急処理をすることができない者
学用品の供与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない者

対策⑤	郵政事業にかかる特別取扱い
実施担当	日本郵便（株）

①被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合は、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

②被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱いは日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

③被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

④利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

⑤郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

■資料

- ・資料27 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

■基本事項

町は、地震の発生により破損や耐震性が低下した建築物及び宅地が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

■対策

対策①	応急危険度判定の実施
実施担当	都市整備班

（1）判定士派遣要請・派遣

①判定士派遣要請

町は、余震等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

②判定士の派遣

県は町の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

（2）応急危険度判定活動

①判定の基本的事項

ア) 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

②判定の関係機関

ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士等の指揮、監督を行う。

イ) 県は、判定士等の派遣計画や判定の後方支援を行う。

③判定作業概要

ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

（（一財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

ウ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

エ) 判定は、原則として「目視」により行う。

オ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

カ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行

- う。
- キ) 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(3) 被災宅地危険度判定活動

①判定の基本的事項

- ア) 被災宅地危険度判定は、町長が行い、判定結果の責任については、町長が負う。
- イ) 県は、町の要請により、町区域内における被災宅地危険度判定活動を支援する。

②判定の関係機関

- ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士等の指揮、監督を行う。
- イ) 県は、判定士等の派遣計画や後方支援を行う。

③判定作業概要

- ア) 判定作業は、町長の指示に従い実施する。
- イ) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会発行)により行う。
- ウ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。
- エ) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- オ) 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

対策②	住宅の応急修理
実施担当	都市整備班

(1) 基本事項

①修理対象世帯

町は、災害のため住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、応急修理を行う。

②修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

③修理時期

応急修理は、災害発生から3月以内に完了するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

資材が不足した場合、町は県に要請し、調達の協力を求める。

対策③	応急仮設住宅の設置
実施担当	本部班、都市整備班、関東財務局、県

(1) 基本事項

公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。建設型応急住宅の着工は災害発生の日から20日以内とし、また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、その供与期間はいずれも2年以内とする。

(3) 賃貸型応急住宅

県は、借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市町村へ提供する。町は、必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

(4) 建設型応急住宅

①設置計画の作成等

町は、被災状況等を基に必要なとなる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

県は、町からの報告を基に全体計画を作成する。

②設置場所の提供等

ア) 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

イ) 設置場所

設置予定場所は、国、県又は町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとする。

なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

③建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

④入居者の選定等

県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めるものとする。

⑤応急仮設住宅の管理

建設型応急住宅の管理は、町の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じて町に委任することができる。

■資料

・資料28 茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

第2 土木施設の応急復旧

■基本事項

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

■対策

対策①	道路・橋梁等の応急復旧
実施担当	道路建設班、各道路管理機関

(1) 応急措置

機関名	応急措置
町 (県土木部)	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、町は公用車により巡視を実施する。また、県及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。
東日本高速道路株式会社	大震災が発生した場合には、速やかに会社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、会社職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに基準にしたがって警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

機関名	応急復旧措置
町 (県土木部)	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
関東地方整備局、東日本高速道路株式会社	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

対策②	その他土木施設の応急復旧
実施担当	道路建設班、農業班、土地改良区

(1) 河川施設の応急復旧

河川管理者は、堤防及び護岸の破壊等について、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

町及び土地改良区は、地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

①点検

町は、農道の通行の危険等の確認、点検を行う。受益土地改良区等は、農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設の点検を行う。

②用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

③排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

④農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

(3) 漁港の応急復旧

町は、被害状況の調査を行い、調査結果に基づき、被災施設の応急工事を実施する。

復旧工事については、施設の重要性や暫定利用状況に配慮し、計画的に実施する。

第3 ライフライン施設の応急復旧

■基本事項

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、町及び各事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

■対策

対策①	上水道施設の応急復旧
実施担当	水道班

(1) 上水道停止時の代替措置

「第2章第5節被災者生活支援」生活救援物資の供給参照

(2) 応急復旧の実施

①作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、被害が広域的な範囲で発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県及び日本水道協会等に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

町は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、避難所等の優先すべき施設を考慮し、作業を行うものとする。

- 1) 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- 2) 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- 3) 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- 4) 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- 5) 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- 6) 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(3) 応急復旧資機材の確保

町は、応急復旧用資機材が不足する場合は、県、日本水道協会及び協定締結先等に調達を要請する。

(4) 住民への広報

町は、断水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

対策②	下水道施設の応急復旧
実施担当	環境班、下水道班

(1) 下水道停止時の代替措置

①緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

②仮設トイレの設置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。
なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。

(2) 応急復旧の実施

①作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

町は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電及び電源車等の確保により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

(3) 住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

対策③	電力施設の応急復旧
実施担当	東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）

(1) 応急復旧の実施

電力施設の応急復旧は、東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）が実施する。

(2) 災害時における広報

①広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

ア) 無断昇柱、無断工事はしないこと。

イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。

エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ) その他事故防止のため留意すべき事項。

②広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

対策④	電話施設の応急復旧
実施担当	NTT東日本株式会社（茨城支店）、NTTドコモ（茨城支店）

(1) NTT東日本株式会社

①電話停止時の代替措置

ア) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

町が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ) 通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

エ) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする、災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

②応急復旧の実施

災害状況、電話通信設備の被害状況に応じ、重要通信回線を優先し、順次仮復旧し、進展にともない、本復旧を実施する。

(2) 株式会社NTTドコモ（茨城支店）

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

対策⑤	都市ガス施設の応急復旧
実施担当	東部ガス株式会社

(1) ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(2) 応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去

■基本事項

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、町は、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

■対策

対策①	災害廃棄物の処理
実施担当	環境班、霞台厚生施設組合

(1) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の処理

- ア) 町は、被災状況を的確に把握した上で、町災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、町社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進める。
- イ) 町が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。
- ウ) 災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

②広域処理

町は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

③作業体制の確保

町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

④処理対策

ア) 状況把握

町は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被害状況の把握に努める。

イ) 住民への広報

町は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。

ウ) 処理の実施

町は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、霞台厚生施設組合及びその他処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

⑤仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

町は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

⑥連携体制の確保

町は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

⑦災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物処理計画を策定する。

対策②	し尿処理
実施担当	環境班、茨城地方広域環境事務組合

(1) 災害時におけるし尿処理

災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

このため、町は、被災状況を的確に把握した上で、町災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、速やかに、仮設トイレにかかるし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図る。

また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

(2) 作業体制の確保

町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(3) 処理対策

①状況把握

町は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被害状況の把握に努める。

②住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

③処理の実施

町は、必要に応じて避難所、又は地区ごとに仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

(4) し尿処理の広域応援体制

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

対策③	防疫
実施担当	健康増進班

(1) 防疫組織の設置

県は、感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、保健福祉部内及び保健所ごとに防疫関係の組織を設置するとともに、町の防疫担当者を対象とする研修を行う。

町は、防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

町及び県は、災害の発生後において、気象庁、警察等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

町及び県は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

町及び県は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

①被害状況の調査及び市町村指導

②積極的疫学調査

③避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導

④井戸水の消毒指導

⑤その他の防疫措置に必要な事項

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

(6) 食品衛生指導及び検査の実施

県保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。

なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。

(7) 患者等の措置

県は、被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講じるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講じる。

(8) 予防教育及び広報活動の実施

町及び県は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(9) 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握

し、その状況や防疫活動状況等を県保健所長に報告する。

(10) 医療ボランティア

町及び県は、必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力を求める。

(11) その他

その他、災害防疫の実施にあたっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）に従い行う。

対策④	障害物の除去
実施担当	道路建設班、都市整備班、農業班

(1) 建築関係障害物の除去

町は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

また、町のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(3) 河川・漁港関係障害物の除去

河川及び漁港管理者は、所管する河川及び漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第5 行方不明者等の搜索

■基本事項

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

■対策

対策①	行方不明者等の搜索
実施担当	消防部、警察

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防部、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

町のみでは十分な対応ができない場合、県、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

対策②	遺体の処理
実施担当	町民班、福祉班、警察

遺体の処理は、町が県医師会等の協力を得て実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた町が行う。

遺体が多数にのぼる等、町のみでは処理が困難な場合には、周辺市町村、県、国及び防災関係機関に応援協力を要請する。

(1) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視等、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

①遺体収容所（安置所）の設置

町は、いばらき聖苑及び被害地域の周辺の適切な場所（寺院、神社、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

②棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

③身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

④身元確認

町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(2) 遺体の火葬

町は、遺体の埋葬を、いばらき聖苑での火葬を原則として実施する。町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県及び周辺市町村に対して遺体の火葬受け入れを要請する。

身元の判明しない遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

第3章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金品の募集及び配分

■基本事項

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。このため、町は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

■対策

対策①	義援金品の募集及び受付
実施担当	福祉班、財政班、会計班、町社会福祉協議会

(1) 義援金品・災害寄付金の募集

①義援金品の募集

義援金品は、被災者に対する生活支援として募集し、被災者へ配分となる。住民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の担当窓口を福祉班として、義援金品の募集及び受付を実施する。また、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

また、募集に当たっては、町ホームページや新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力要請等により、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

②災害寄付金

町が行う地震の災害復旧対策・復興事業への寄附金については、災害寄付金として取り扱い、担当窓口を財政班に設置する。

(2) 義援金品、災害寄付金の受付・保管

義援金、災害寄付金の受付窓口は、会計班とする。受付記録を作成し、義援金、災害寄付金を明確に区分して保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。なお、義援金は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

義援品については、福祉班が受付窓口となる。

(3) 義援金配分委員会の設置

①委員会の設置

被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

②委員会の構成

委員会は、茨城町社会福祉協議会善意銀行運営委員をもって構成する。なお、被害の状況によりその他の関係機関、団体を構成員に加えることができる。

③配分方法の決定

委員会は、義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

なお、県に義援金配分委員会が設置された場合は、県の義援金配分委員会が協議のうえ決定する。

④配分の実施

町は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

また、義援品についても各地区の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

⑤配分の公表

町委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに広報紙等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

■基本事項

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。このため、町及び町社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講じるものとする。

■対策

対策①	災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金
実施担当	福祉班

町は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「茨城県災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年条例第27号）に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

（1）災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・町において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①生計維持者が死亡した場合500万円 ②その他の者が死亡した場合250万円
受給遺族	<ul style="list-style-type: none"> ①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②①の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

(2) 「災害障害見舞金の支給」

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障害の程度	<p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①生計維持者が障害を受けた場合250万円 ②その他の者が障害を受けた場合125万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4)

(3) 「災害援護資金の貸付」

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 		
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 <p>()は特別の事情がある場合</p>		
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする			
貸付利率	年3%以内で市町村条例で定める率(据置期間中は無利子)		
据置期間	3年(特別な事情のある場合は5年)		
償還期間	10年(据置期間を含む)		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)		

対策②	災害見舞金の支給
実施担当	県、福祉班

町内において、発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城町災害見舞金支給要綱（令和元年茨城町要綱第51号）」及び「茨城県災害見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

町の取扱窓口は、福祉班とする。

（１）町災害見舞金

①死亡の場合

区 分	金 額
死亡	10万円

②住家の損壊、滅失又は床上浸水

区 分	1世帯あたりの支給額
全壊（全焼）	5万円
半壊（半焼）	3万円
床上浸水	2万円

（２）県災害見舞金

対象災害	<p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>（１）一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害</p> <p>（２）（１）の災害により発生したその他の市町村での被害</p> <p>ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。</p> <p>（１）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者</p> <p>（２）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・中規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者</p> <p>（３）茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</p>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円
費用負担割合	県（10/10）

対策③	生活福祉資金の貸付
実施担当	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、町社会福祉協議会及び民生委員・児童委員の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。

ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

生活福祉資金資金種類一覧

資金種類			対象世帯			貸付条件									
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子						
総合支援資金 (※1)	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	●	—	—	(二人以上世帯) 月200千円 (単身世帯) 月150千円	6月 (※2)	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%						
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用(原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。)	●	—	—	400千円									
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	—	—	600千円									
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600千円	6月 (※2)	20年	連帯保証人あり 無利子						
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	(6月程度) 1,300千円 (1年程度) 2,200千円 (2年程度) 4,000千円 (3年以内) 5,800千円				8年					
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500千円				7年					
		福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700千円				8年					
		障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500千円				8年					
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136千円				10年					
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	(1年以内) 1,700千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300千円				5年					
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	(1年以内) 1,700千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300千円				5年					
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500千円				7年					
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500千円				3年					
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500千円				3年					
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500千円				3年					
		その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500千円				3年					
		福祉資金	緊急小口資金 (※1)	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	●	●				●	100千円	2月 (※2)	12月	無利子	
・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき															
・火災等被災によって臨時の生活費が必要とき															
・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき															
・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき															
・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき															
・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき															
・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき															
・給与等の盗難によって生活費が必要とき															
・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき															
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費			●	—	—	(高校) 月3,500千円 (高専) 月6,000千円 (短大) 月6,000千円 (大学) 月6,500千円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後 6月	20年	無利子					
修学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費			●	—	—	500千円								
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金			一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	—	●	・居住している不動産(土地)の評価額の7割程度 ・月300千円	契約終了後 3月	据置期間 終了時					年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金			一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	—	●	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割) ・貸付基本額(当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額)	契約終了後 3月	据置期間 終了時					年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2 災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を伸長することができる。

※3 総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで延長することができる。

対策④	母子父子寡婦福祉資金の貸付
実施担当	県、こども班

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、茨城県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

町の取扱窓口は、こども班とする。

(1) 「母子父子寡婦福祉資金の貸付」

住宅 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
	貸付限度	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）

対策⑤	農林漁業復旧資金
実施担当	県、農業班

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

町の取扱窓口は、農業班とする。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

【貸付の内容】

①貸付の相手方	被害農林漁業者
②貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
③貸付利率	年6.5%以内（利率はその都度定める。）
④償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
⑤貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
⑥貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
⑦その他	当該市町村長の被害認定が必要である。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- 1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害にかかる被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- ①貸付の相手方 被害農林漁業者
- ②貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
- ③貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- ④償還期限 6年以内
- ⑤貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内
- ⑥貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- ⑦その他 当該市町村長の被害認定が必要である。

2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要なとなった資金を融資する。

- ①貸付の相手方 被害組合
- ②貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
- ③貸付利率 6.5%以内
- ④償還期限 3年以内
- ⑤貸付限度額 2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
- ⑥貸付機関 農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

- ①貸付の相手方 被害農業者又は特別被害農業者
- ②貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- ③貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- ④償還期限 12年以内（共同利用施設は15年以内）
- ⑤貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- ⑥貸付機関 農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
- ⑦その他 当該市町村長の被害認定が必要

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

- ① 償還期限 <共同利用施設>
20年（据置期間3年を含む。）以内
<主務大臣指定施設>
果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内
その他 15年（据置期間3年を含む。）以内
- ② 貸付利率 公庫所定の利率による
- ③ 貸付限度額 <共同利用施設>
貸付対象事業費の80%
<主務大臣指定施設>
貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額
- ④ 担保 保証若しくは担保
- ⑤ その他 日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、

同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能
町長が発行する「り災証明書」が必要

(4) 農業災害補償

県は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

対策⑥	中小企業復興資金
実施担当	県、商工観光班

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施し、国に対しても要望する。

町の取扱窓口は、商工観光班とする。

【措置の内容】

- (1) 資金需要の把握連絡通報
- (2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- (3) 中小企業者に対する金融制度の周知
- (4) その他の措置

対策⑦	住宅復興資金
実施担当	県、都市整備班

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

町の取扱窓口は、都市整備班とする。

(1) 災害復興住宅建設資金

- 1) 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
- 2) 貸付限度 原則1,500万円以内
- 3) 土地取得費 原則970万円以内
- 4) 整地費 400万円以内
- 5) 償還期間 ①木造 25年以内
②耐火、準耐火、木造（耐久性）35年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

- 1) 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
- 2) 貸付限度 ①新築住宅 原則2、470万円以内（土地取得資金を含む）
②リ・ユース住宅 原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）
- 3) 償還期間 25～35年以内

(3) 補修資金

- 1) 貸付対象者 補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
- 2) 貸付限度 660万円以内
- 3) 移転費 400万円以内
- 4) 整地費 400万円以内
- 5) 償還期間 20年以内

対策⑧	り災証明書の交付
実施担当	税務班

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(1) 交付手続

- ①り災証明書の交付事務は、税務班において取り扱うものとする。
- ②り災説明書は、被災者からの申請に基づき、交付する。
- ③被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査できなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

(2) 証明手数料

り災者証明については、証明手数料を徴収しない。

(3) 広報

り災証明書の交付等を円滑に行うため、広報紙等により住民への周知を図る。

第3 租税及び公共料金等の特例措置

■基本事項

町は、地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

■対策

対策①	租税等の特例措置
実施担当	税務班、保険班、福祉班、こども班

(1) 租税等の特例措置

茨城町税条例及び茨城町国民健康保険税条例に基づき、被災した町税の納税者（以下「被災納税者」という。）に対し、町税等の災害救済措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等について速やかに適切な措置を講じる。
なお、国税、県税、後期高齢者医療保険についても同様な措置がとられる。

(2) 保育料の減免等

茨城町保育料徴収規則に基づき、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(3) 介護保険における措置

茨城町介護保険条例に基づき、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険料を徴収猶予し、又は減免する。

対策②	その他公共料金の特例措置
実施担当	日本郵便（株）、NTT東日本（株）、 （株）NTTドコモ、東京電力パワーグリッド（株）、東部ガス（株）

(1) 郵政事業 【日本郵便株式会社】

①被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

②被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

③被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(2) 通信事業

①NTT東日本株式会社（茨城支店）

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがあ

る。

②株式会社NTTドコモ（茨城支店）

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(3) 電気事業 【東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）】

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

(4) 都市ガス事業 【東部ガス株式会社】

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省もしくは関東経済産業局の認可が必要。

①被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸

②事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記①を適用する。

第4 雇用対策

■基本事項

地震により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進することから、町は、県、国と連携を図り、広報や案内を行い、再就職の支援を行うものとする。

■対策

対策①	離職者への措置
実施担当	水戸公共職業安定所、県

水戸公共職業安定所は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

【措置の内容】

- ①被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ②公共職業安定所に出頭することが困難な地域における、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- ③職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等の活用
- ④国は、災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者をあっせん。県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象とした再就職の支援

対策②	雇用保険の失業給付に関する特例措置
実施担当	水戸公共職業安定所

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失

業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

対策③	被災事業主への措置
実施担当	茨城労働局

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第5 住宅建設の促進

■基本事項

町は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を迅速かつ適切に実施する。町で対応が困難な場合は県に対し、災害公営住宅の建設を要望する。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

■対策

対策①	災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧
実施担当	都市整備班、県

(1) 建設計画の作成

町は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図に基づき建設計画を作成する。県はこれを助言・指導するものとする。

(2) 事業の実施

町は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

(3) 入居者の選定

町は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。県はこれを助言・指導するものとする。

第6 被災者生活再建支援法の適用

■基本事項

町域又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合は、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）が適用となる。町は、円滑に認定等の手続を行うことにより、住民の生活再建を支援し、もって生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

■対策

対策①	被害状況の把握及び被災世帯の認定
実施担当	福祉班、税務班

町は、町域の住家の被害状況を把握し、支援法の適用にあたっては、次の基準により被災世帯の認定を行う。

（1）被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- ①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- ②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）
- ⑤当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②から④までに掲げる世帯を除く。）

（2）住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（第2章第6節2）

対策②	支援法の適用基準
実施担当	福祉班、税務課

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- （1）災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域にかかる自然災害（支援法施行令第1条第1号）

- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域にかかる自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1) 又は (2) に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3) 又は (4) に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で (1) ～ (3) に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) (3) 又は (4) に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

対策③	支援法の適用手続
実施担当	福祉班

- (1) 被害状況の収集、報告
 - 町長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書」により、知事に対して報告する。
 - 当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続における「被害状況報告表」で兼ねることができるものとする。
- (2) 被害状況報告及び支援法の適用
 - 知事は、町長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示し、町に支援法が適用されたことを通知する。

対策④	支援金の支給額
実施担当	福祉班

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 (1-(1)-①) 解体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入		100	100
	補修		20	50
	賃借		25	25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 (1-(1)-①) 解体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75

対策⑤	支援金支給申請手続
実施担当	福祉班、県

(1) 町が実施する事項

①支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

②必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ) リ災証明書類

③支給申請書等のとりまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認後、とりまとめの上速やかに県に送付する。

(2) 県が実施する事項

県は、町から送付された申請書類等を確認・点検するとともに、速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

対策⑥	支援金の支給
実施担当	福祉班

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、町は、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

■基本事項

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法という。」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

■対策

対策①	被害状況の把握及び被災世帯の認定
実施担当	福祉班、税務班

町は、町域の被害状況を把握し、次の基準により被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ①当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ②当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ該当住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）
- ⑤当該自然災害により住家が半壊した世帯（②、③及び④に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（第2章第6節2）

対策②	補助事業の適用基準
実施担当	福祉班、税務班

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

対策③	補助事業の適用手続
実施担当	福祉班

(1) 被害状況の収集、報告

町長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

知事は、町長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、町に補助事業適用を通知する。

対策④	支援金の支給額
実施担当	福祉班

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借		25	25
半壊		25		25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75
半壊		15		15

対策⑤	支援金支給申請手続
実施担当	福祉班、町民班、税務班

(1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ②り災証明書類

対策⑥	支援金の支給
実施担当	福祉班

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

第2節 被災施設の復旧

■基本事項

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するための計画である。町は、各施設に必要な設計又は改良を行う等、将来の災害に備える災害復旧事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

■対策

対策①	災害復旧事業計画の作成
実施担当	各班

町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を次の基本方針に基づき作成する。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画は、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努める計画とし、関係機関と調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、事業期間の短縮に努める。

【災害復旧事業の種類】

- ①公共土木施設災害復旧事業計画
- ②農林水産施設事業復旧計画
- ③都市災害復旧事業計画
- ④上、下水道災害復旧事業計画
- ⑤住宅災害復旧事業計画
- ⑥社会福祉施設等災害復旧事業計画
- ⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪その他の計画

対策②	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
実施担当	各班

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同

施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- (1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの
 - ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - ②公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ③公営住宅法
 - ④土地区画整理法
 - ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ⑦予防接種法
 - ⑧都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
 - ⑨農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害にかかる財政援助措置

町は、災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合に、災害の状況を速やかに調査し実情を把握したのち、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定の手続等の対策については第3節に示す。

なお、激甚災害にかかる公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は「第3章第3節激甚災害の指定」を参照。

対策③	災害復旧事業の実施
実施担当	各班

町は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置を行い、早期に事業を実施する。

対策④	解体、がれき処理
実施担当	環境班、道路建設班

(1) 作業体制の確保

町は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

(2) 処理対策

①状況把握

町は、職員による巡視等から迅速に被災状況の把握に努める。

②処理の実施

町は、①に基づき、住宅、所管の道路及び河川等について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

県は、町からの要請を受けた場合、又は被害の状況等から判断して必要と認められた場合は、町の行う解体、がれき処理について、市町村間の応援、民間の廃棄物処理業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

③集積地の確保

町は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、県及び近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

④最終処分場の確保

県は、がれき等（災害廃棄物）の処理・処分を円滑に行うため、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等の協力を得て処理施設や最終処分場の確保を図る。

(3) 再生利用の促進

災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努める。

第3節 激甚災害の指定

■基本事項

町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

■対策

対策①	被害調査
実施担当	県、各班

県は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行い、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(1) 激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第3条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5</p>
<p>法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される場合又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 100分の1.5で第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設にかかるものについて、当該災害にかかる漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 100分の0.5 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 100分の1.5で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設にかかる被害見込額が5千万円以下の場合を除く</p>
<p>法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害にかかる特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木にかかるものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 (2)一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>
<p>法第12条、13条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)<math>\times 100\text{分の}0.2</math> (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の当該災害にかかる中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 (2)一の都道府県内の当該災害にかかる中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある</p>
<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設にかかる被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で200戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で400戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第24条 (小災害債にかかる元 利償還金の基準財政需 要額への参入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害にかかる措置については 激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害にかかる措置については激甚法第 5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

第4節 復興計画の作成

■基本事項

地震により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、被災地域の迅速な復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

■対策

対策①	事前復興対策の実施
実施担当	地域政策班、税務班、本部班、

(1) 復興手順の明確化

町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

(2) 復興基礎データの整備

町は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図る。

対策②	災害復興対策本部の設置
実施担当	地域政策班

(1) 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

(2) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(3) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

対策③	災害復興事業の実施
実施担当	地域政策班、都市整備班、県

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

①建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

県は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

②被災市街地復興特別措置法上の手続

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

(2) 災害復興事業の実施

①専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

②災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心とし災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。